

意見交換会参加者 提出意見集

坂 卷 司 法 書 士	「法学セミナー」/日本評論社 2008-07 No. 643 46～49ページ (添付省略)
島 崎 司 法 書 士	1 ページから 9 ページまで
武 田 司 法 書 士	1 0 ページから 4 4 ページまで
日本司法書士会連合会	4 5 ページから 6 3 ページまで

「登記・供託オンライン申請システム」の開発等に関する意見交換会にあたって

平成 21 年 12 月 17 日
司法書士島崎仁嗣（埼玉会）

・おそらく意見が噛み合わない会議となる

～「今後の「登記・供託オンライン申請システム」の開発についての参考とする」って？～

<意見が噛み合わないと思う理由>（私ごときが不遜なのは承知で…）

- (1) 「今日の意見交換会は、次期システム開発ありき」の会議
—いまのままの次期システム開発は中止、白紙撤回すべき（ハッ場ダムと同じ）
- (2) 「いまのシステム開発は、登記識別情報制度ありき」で進んでいる。
—登記識別情報制度は廃止すべき（年金制度と同じ）
- (3) 「法務省は、オンライン推進担当能力がある」と思っている。
—法務省担当者は（またこれに追従し、情報を閉鎖する体質の現日司連も）、もはやオンライン政策担当能力がない（政権交代が必要）

～よって、本日の意見交換会が、このまま「登記識別情報制度の存続を前提」として、「システム開発ありき」で、「法務官僚主導」のもとに、会議が進むのであれば、もはや私はここに居る必要はない。

・確認事項

- 1 なぜパブコメを募集するのであれば、いついかにまで、結果を公表する旨を示さないのか？
～開発ありきの工程表どおりの入札公告 <http://cyoutatujirei.e-gov.go.jp/Main/>（資料 1）
- 2 なぜ法務省と日司連は、これまでせっかく自民党 PT 等で約束した事項を、全て無視するのか？
～たとえば、登記研究 733 号によれば、12 月のオンライン申請率は 33% で、21 年は平均 20% を目指すのでは？なぜ、いまこれが達成できないであろう原因を突き止めないのか？
- 3 なぜオンライン統計は、速報値と統計値とが、月によっては 1 万件も違うのか？
～統計値も登記情報などで公表されるものと違うのはなぜか？自動集計もできないのか？（資料 2）
- 4 なぜ次期オンラインシステム入札は、総合評価方式で、単体 2 億～5 億で、事業仕分けによれば総額約 3 2 億もの費用がかかるのか？毎年同じ <http://www.moj.go.jp/KANBOU/hisyo14.html> 計画なのに。
- 5 なぜ登記識別情報制度の問題点について、自動有効証明機能すら、一向に解決できないのか？
～平成 18（2006）年 12 月の「登記研」の指摘からもうすぐ丸 3 年がたつというのに。（資料 3）
- 6 なぜ日司連は、ただ法務省に盲従するだけなのか？登記識別情報制度の廃止を含め、法改正を主張することもせず、これ以上のオンライン推進が望めると考えているのか？
- 7 現不動産登記法は、自民党・森内閣における電子政府構想の幻想のもと、小泉竹中市場原理主義内閣によって「手段を選ばないシステムありきの虚偽の立法事実で作られた理念なき」法律ではないのか？
（あとは、添付の資料を参考にご覧頂くにとどめます。）

・私の主張（提案）

1. 不動産オンラインシステム開発における元凶は、登記識別情報制度とそのシステムである!!
 - ・登記識別情報制度は、これまでの 4 年間で度重なるオンライン事件・事故を引き起こし、重大なものだけでも 4 度も（平均すると毎年）トラブルを繰り返し起こしてきた。（資料 4）
 - ・そのたびに事件事故の検証ができず、結果、事件事故の再発防止ができなかった。
2. 登記識別情報を廃止して、その分の費用でさらに添付書類の廃止、還付や外字問題、自動入力を解決しない限り、行政効率の上がるオンラインシステムの画期的な開発は不可能。
 - ・登記識別情報の問題点が、何年たってもいまだに解消できないままである。
 - ・登記識別情報制度を廃止しない限り、システム開発の足かせとなってしまう。
3. 登記識別情報制度ありきで進められる次期システム開発は、一旦白紙撤回すべきである。
 - ・コンクリートから人へ、マシーンよりヒューマンを！人を活かすオンライン政策へ転換！
 - ・なによりも徹底した情報公開（オープン）を。パブコメは全文公表すべし。
4. 登記識別情報制度の廃止を含めた不動産登記法の大改正が、システム開発の大前提!!
 - ・附帯決議の尊重＝政治主導、国民利用者本位（資料 5）
 - ・不動産取引現場を重視した公正で適正な登記法を（フェアネス）！（不動産登記法第 1 条）
5. これが理解できない法務省（及び日司連）は、オンライン政策から撤退すべきである。
 - ・オープン＆フェアネス。政務三役直属の政治主導のプロジェクトチームが、責任の所在を明らかにして、オンライン政策を統括すべきである。年間 100 億も無理やり減税して、行政効率の上がない、二度手間の特例方式（失礼だが「偽装オンライン」）をいつまでも続けるくらいなら、貧困対策にまわすべし！

システムありきの電子政府構想の亡霊に取り付かれた「登記識別情報」ありきの不動産登記法を改正し、電子社会の入口と出口を、国民のために役立つべき「人＝資格者（それが使命なのだから）」がしっかり抑えて調整していくことがこれからの電子社会に必要なのである。そうでなければ次期システム開発は、またしても中途半端で無駄に終わる。

～オープン&フェアネス

情報公開と現場の重視で、適正かつ公正な登記オンラインを！

<ただちに法改正に着手>

- ・ 登記識別情報は直ちに廃止。（還流しない）登記済証で対応。
- ・ 同時に、登記済証に代わる本人確認情報制度を使いやすく改正・拡充。（還流しない登記済証を活用）
- ・ オンライントラブルは、FAX申請で補充すれば充分。
- ・ できそこないの支援（してくれない）ソフトは、使わずともよい。
- ・ 連動しない（いまでも多角文字を使っているという）登記完了証を廃止。

<同時平行して>

- ・ 登記識別情報不提供のまま登記完了の事実の検証
- ・ オンライン申請でも、実は、紙の登記済証が出せることの検証
- ・ 登記識別情報の通知不通知システム基準の検証

<次期システム開発のための法改正指針>（私案）

- ・ 資格証明書など添付情報の省略（登記所内交換システムを利用）
- ・ 還付手続きの解決（煩雑な手続きを廃止して、代理人還付を）
- ・ 外字問題の早急な解決（常用漢字に統一）
- ・ PDF添付など、官の権限維持のための規制は廃止
- ・ 登記事項を組み込んだ登記原因証明情報方式の採用
- ・ 登記原因証明情報原本の保管を義務化
- ・ 商業登記方式類似の登記事項自動記入システムの導入

[調達計画書](#) [意見招請](#)

資料 1 - 1

意見招請

府省名	法務省
調達担当課室	法務省民事局総務課登記情報センター室
意見招請件名	意見招請
意見招請開始日	平成21年11月25日
意見招請終了日	平成21年12月16日
関連文書	【調達仕様書(案)】新登記情報システム用機器の調達.pdf (1.07MB, pdf)

[※注意事項](#)

年度 月	平成21年度			平成22年度												平成23年度			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
マイルストーン		▲第一工役作業完了								▲体験版申請用総合ソフト 限定配布			▲申請者登録/申請ソフト配布開始	▲本番移行(登記・供託)2/10~13	▲稼働開始(登記・供託)2/14~	▲本番移行(受代)3/25~27	▲稼働開始(受代)3/28~		
1 共通作業																			
1.1 第一工役受託事業者からの引継		引継ぎ																	
1.2 関連受託事業者への引継																			
2 テスト作業																			
2.1 結合試験																			
2.2 システムテスト																			
2.3 受入・運用テスト																			
3 移行作業																			
3.1 本番環境移行作業																			
3.2 受付代行システム移行作業																			
4 受付代行システム																			
4.1 設計/製造・単体テスト																			
4.2 結合テスト																			
4.3 システムテスト																			
4.4 受付・運用テスト																			
5 個別業務機能開発																			
5.1 (システム方式設計を含む) 設計/製造・単体テスト																			
6 様式の開発及びその他機能追加																			
6.1 設計/製造・単体テスト																			
6.2 結合試験																			

別紙3

調達スケジュール

調達案件名	21年				22年												23年				
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン																					
登記・供託オンライン申請システム 開発の第二工役作業の調達																					
登記・供託オンライン申請システムを 構成する機器等一式の調達																					
登記・供託オンライン申請システム 用インターネット接続サービスの調 達																					
登記・供託オンライン申請システム の運用・保守支援委託業務の調達																					
登記・供託オンライン申請システム のヘルプデスク委託業務の調達																					
登記・供託オンライン申請システム の機能追加開発及び各種テスト作業の 調達																					

別紙2

	総 数			不動産登記			商業・法人登記		
	件数	オンライン	利用率	件数	オンライン	利用率	件数	オンライン	利用率
1月	1,189,978	134,790	11.33%	1,058,351	111,474	10.53%	119,732	23,282	19.45%
2月	1,184,889	127,626	10.77%	1,063,680	106,086	9.97%	110,171	21,510	19.52%
3月	1,529,524	155,010	10.13%	1,385,036	129,753	9.37%	129,759	25,229	19.44%
4月	1,338,671	169,108	12.63%	1,164,186	135,001	11.60%	162,578	34,083	20.96%
5月	1,077,383	137,683	12.78%	931,049	111,017	11.92%	135,287	26,624	19.68%
6月	1,295,313	177,618	13.71%	1,070,565	133,771	12.50%	212,333	43,810	20.63%
7月	1,330,857	187,391	14.08%	1,125,137	144,044	12.80%	192,553	43,312	22.49%
8月	1,126,161	155,721	13.83%	991,617	128,134	12.92%	121,981	27,545	22.58%
9月	1,054,165	157,014	14.89%	924,916	129,297	13.98%	118,843	27,688	23.30%
10月			#DIV/0!	1,000,000	150,610	15.06%		24,599	#DIV/0!
11月			#DIV/0!	1,000,000	146,500	14.65%		22,173	#DIV/0!
12月			#DIV/0!	1,000,000	1,000,000	100.00%			#DIV/0!
合計	11,126,941	1,401,961	12.60%	9,714,537	1,128,577	11.62%	1,303,237	273,083	20.95%

登記識別情報に関する改善策の整理分類（「登識研」報告書からまとめ）

短期的な対応で可能 システム改修不要

中期的な対応が必要 中規模（1年程度）のシステム改修が必要

長期的な対応が必要 大規模（2年程度）のシステム改修が必要

（×赤字は未解決）

1 短期的（通達，省令の改正，システム改修不要）

登記識別情報の有効証明の職務上請求制度を創設する。

（規則 6 8 条の改正、登記令 2 2 条の改正の要否について要検討）

登記識別情報を提供せずに「不通知」又は「失効していること」の証明を可能とする。

（規則 6 8 条の改正）

× 失効申出手続を見直す。（規則 6 5 条の改正）

オンライン申請にも登記識別情報通知書を発行する。（規則 6 3 条 1 項 1 号の改正）

登記識別情報の提供をすることができない正当理由を追加する。

（準則 4 2 条 1 項の改正）

登記識別情報通知書の郵送通知を可能とする。（規則 6 3 条 1 項 1 号の改正）

× 登記識別情報に関する証明について，金融機関の代表者から支店長等に包括委任することを可能とする。（取扱いの変更）

× 法人の代表者に代わるべき者に関する証明（業務権限証明書）の取扱いを緩和する。

2 中期的（登記令の改正，中規模のシステム改修）

登記識別情報を提供せずに失効していないことの証明を可能とする。

（規則 6 8 条の改正）

× 登記識別情報に関する有効証明を自動化する。

× 登記完了証の記載事項を充実する。（規則 1 8 1 条 2 項の改正）

× 有効証明発行後一定の期間失効申出の一時停止をする。

（規則 6 5 条の改正，フラグ対応）

オンライン申請の場合の登記識別情報の通知について，物件情報とともに通知するシステムとする。

登記識別情報の提供又は受領する場合，資格者代理人の申請に限り，申請人の電子署名を省略し，資格者代理人の電子署名で足りることとする。

（規則 6 3 条 1 項 1 号及び 6 6 条 1 項 1 号の法務大臣の定め改正）

× オンライン申請にも登記識別情報通知書の提供を可能とする。

（登記令 1 0 条の改正，規則 6 6 条 1 項 1 号の改正）

登記申請書作成支援ソフトウェアを改善する。（システム改修必要）

3 長期的（不登法の改正，大規模のシステム改修）

登記識別情報に関する有効証明の管轄登記所以外の登記所への請求を可能とする。

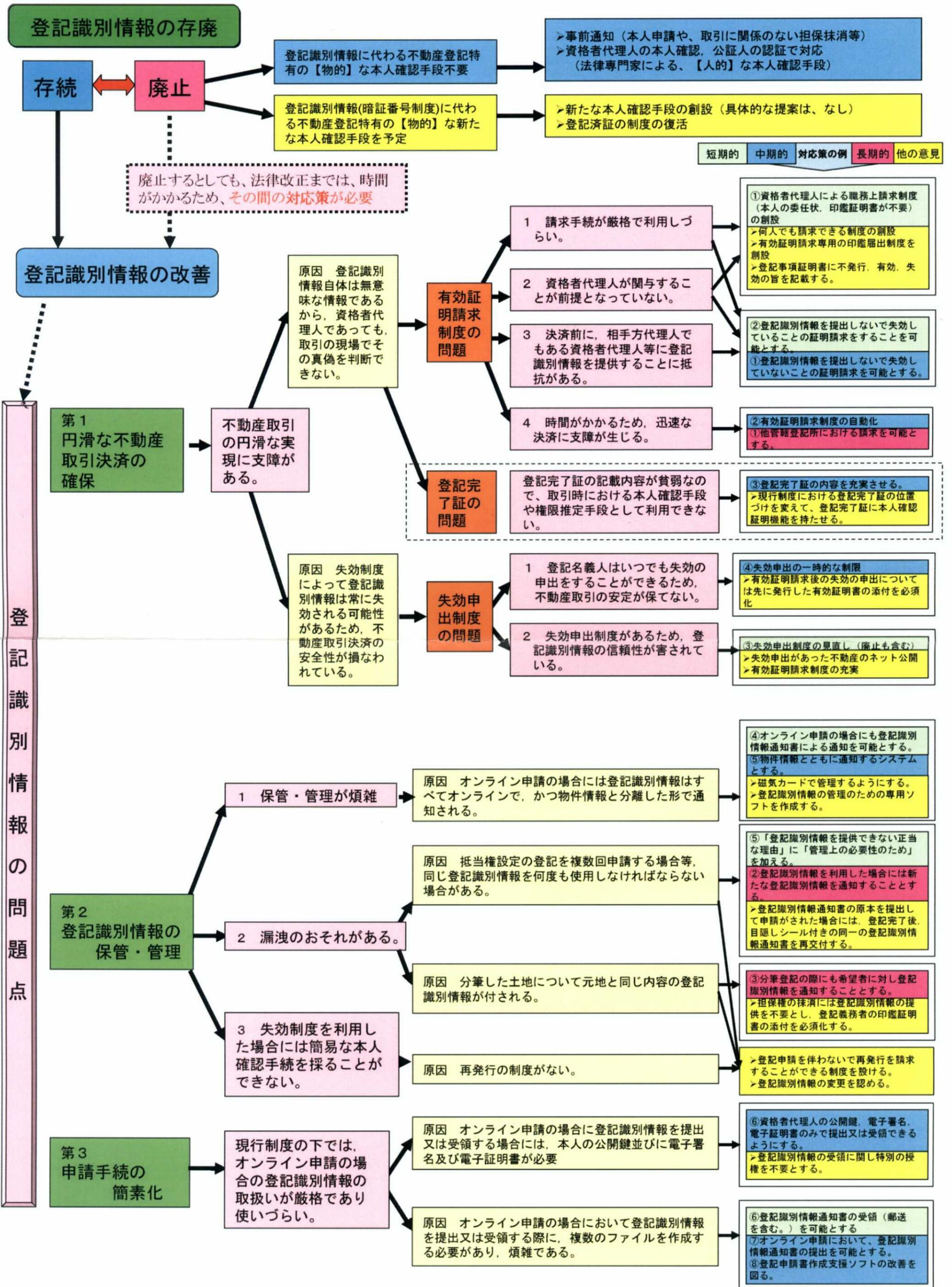
（登記令 2 2 条 2 項の改正）

× 登記申請の際に登記識別情報を提供したときは登記識別情報を再通知する。

（法 2 1 条の改正の要否について要検討）

× 分筆登記の際に希望する者に対して登記識別情報を発行する。

（法 2 1 条の改正の要否について要検討）



オンライン申請についてのさまざまな事件！（いわゆる TSJ 問題）
この4年間ですでに（公表されている大きなものだけでも！）4回の不具合発生！！再発防止策など「廃止」以外はありえないことがわかった！

- ・ 060721 オンライン指定凍結（法務局通知）・「登記識別情報」ほか意見募集（副大臣）
- ・ 060724 ついに、オンライン指定凍結！（当事務所からのお知らせとお願い）

060801 法務省 HP「不適当な登記識別情報の発行について」（お知らせ）（現在削除）
法務省 HP「不適当な登記識別情報の発行について」（お知らせ）（掲載文のまま）

- ・ 060802 ついに「登記識別情報」に不具合発生！（当事務所からのお願い！）
- ・ 060908 不適当な登記識別情報への対応結果について（2006/9/8）（法務省HP）

- ・ 060926 登記識別情報制度についての研究会（2006/9/26）（法務省HP）
http://www.moj.go.jp/KANBOU/SHIKIBETSU/index_tk.html

- ・ 070105 登記識別情報制度についての研究会報告書（法務省HP）
<http://www.moj.go.jp/KANBOU/SHIKIBETSU/hokoku.pdf>

- ・ 070828 自民党PT（登記オンラインPT開始）
登記識別情報通知書のアイロン再シール問題について指摘！

071009 【重要】登記申請書作成支援ソフトウェアのパスワード不具合について（平成19年10月9日）（法務省オンラインシステムHP）

- ・ 071010 登記申請書作成支援ソフトウェアのパスワード不具合について（2007/10/10）（法務省HP） <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji139.pdf>
- ・ 071017 ああ！不適当な複合PWについて（代理人経由・本人用）（文中の下線・マークは筆者コメントによる）
<http://www.shimazaki-net.jp/new/071017huteki-pw.pdf>

090629 【重要】オンラインにより登記識別情報をダウンロードされる皆様へのお知らせ（平成21年6月29日）（2009/6/29）（法務局HP）
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/olshikibetsudl_index.html

- ・ 以前から指摘されていた登記識別情報通知書の目隠しシールが剥がれない事件の対応に追われつづける。



091001 登記識別情報通知書等に用いている証明書用紙のデザイン変更等について（平成21年10月1日）

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuchiishoyoushihenkou_index.html

資料5

登記識別情報有効証明

傑作(0)

2009/12/14(月) 午後 3:47 | 無題 | 練習用

 Yahoo!ブックマークに登録

不動産売買の明細書に書いてあった

登記簿識別情報有効証明費2865円

調べてみたら

登記申請の手続きを円滑に行うため
登記官に対して手数料を払って
情報が有効であることの確認をする証明。

権利書に相当する登記識別情報通知が手元にあるのに

なぜこのようなものがあるのぉ！

業者に問い合わせたら

シールをはがしてナンバーを知られれば
誰でも登記できる。
誰かが無差別にナンバーを出して登記変更できる。
失効となっているかどうかを確認するため

法務局は

本人しか変更できません。
権利書のナンバーが知らないうちに変わることはありません。
有効証明がなくても登記変更はできます。

もう一度業者に「失効って誰がどうやってするのぉ」

本人がシールをはがして名義を変えてしまうんです。

だったらシールをはがしてないのがあれば、有効証明なんていらんじゃない。

それでも司法書士が確認するためにいるそうです。

そのうちにふと、証明書は司法書士に頼むと手数料がいりますよね。

「はい、手数料2000円で、証明書が800円です」

それなら私が法務局で直接とれば要らないでしょ。「はい」

しかし、「証明書発行の後に失効させることができますよね。」と私

「そうしたあいだのことは、そちらの責任で…」と業者

ばかばかしい、証明があろうと何の保障にもならないことで、

シールをはがしてしまうと痕跡が残る目隠しシートが貼られている。

そうであればなおさら、失効されたかどうか有効証明などなくてもわかること。

単なる司法書士の金儲けの口実ではないかと、私には思えた。

なんとなく昔ながらの権利書制度のほうがいいなあ。

オンライン登記申請に関する問題 (ブログ 井の中の蛙 goo 抜粋)

平成21年12月17日
(法務省との意見交換会)
司法書士 武田則昭/京都

パブリックコメントの募集

[2009-07-10](#) | [オンライン申請](#)

「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」に関するパブリックコメントの募集について

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0907boshu.html>

平成21年7月10日 内閣官房 IT担当室

意見募集対象

「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行、サービスの仕組みそのものあり方や運用」に該当すると考えられるものを募集いたしますので、4. 意見記入要領の様式に、御意見を記載いただき、提出してください。

【留意点、記入上の注意等】

1. 御意見の提出に当たっては、具体的に障害となっている内容（根拠法令や通達などがわかる場合はその名称・条項等まで）や、障害の主体、また、改善すべきポイントや改善の方向性等について、可能な限り具体的に記載してください。
2. 複数の御提案をされる場合は、提案毎に様式を作成してください。

意見募集期限

平成21年8月6日（木）17時必着 ※郵送の場合は同日必着

意見送付要領

メールの場合

メールアドレス：i.it-pubcom_atmark_cas.go.jp 内閣官房 IT担当室宛
(迷惑メール防止対策のため、「_atmark_」を、「@」に置き換えてください。)

件名に「デジタル重点点検」と記してください。

FAXの場合

FAX 番号：03-3581-3966 内閣官房 IT担当室宛

※必ず一枚目に「デジタル重点点検」と題名をわかりやすく記してください。

郵送の場合

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館2階 内閣官房 IT担当室宛 ※封書の場合は必ず封書表面に「デジタル重点点検に関する意見在中」とわかりやすい場所に記して下さい。

意見記入要領

下記の様式より御記入の上、提出願います。

意見提出様式

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0710/yousiki.doc>

ご意見をお願いします

[2009-07-11](#) | [オンライン申請](#)

次のパブコメについて、ご意見の提出をお願いします。

法務省における「質の行政改革」に関する取組に当たって、ご意見、ご提案を募集します

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka102.html>

意見提出期限 7月21日

「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」に関するパブリックコメントの募集について

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0907boshu.html>

意見提出期限 8月6日

障害発生時の特別措置について

[2009-07-23](#) | [オンライン申請](#)

平成21年7月2日の不具合報告（法務省大臣官房秘書課情報管理室）について

16時35分に発生した障害は、メール仮受付措置が実施される可能性があった障害である。

障害が発生した場合の連絡について、

システム管理者は直ちに大臣官房秘書課に通知し、秘書課は原因究明等を待たずに、直ちに民事局に通知する必要がある。

通知を受けた民事局は、法務局・地方法務局に対し、メール仮受付措置が実施される可能性があることを、直ちに通知（予告）する必要がある。と考える。

しかしながら、16時頃に障害が発生した場合は、今回の実例のように、各担当部署で通知等に時間がかかった場合は、特別措置を実施することもできないことが判明したのであるから、システム障害が発生した場合は、直ちにメール仮受付措置を実施し、併せて、障害が復旧した場合は、改めてオンライン申請するようにしたほうが現実的で効果があると思われる。

よって、障害発生時の特別措置について、前記のとおり見直すことを提案する。

電子納付した登録免許税の還付方法

[2009-08-04](#) | [オンライン申請](#)

平成21年6月16日付法務省民二・民商第1440号依命通知に関する、

同日付事務連絡の別紙、3の(3)には、

「本取扱いは、登記の申請を取り下げたものについて、再使用証明と同様に、再度登記の申請をする際の便宜のために認められるものと考えられる」と書かれている。

本件手続きを利用して還付を受けた例では、代理人の口座に返金されるまでに1ヶ月かかったそうである。

再使用証明を受けた場合は、再申請する場合にも使用できるが、1ヶ月後に還付されるのでは、再申請に利用することはできない。

申請代理人の口座から納付された登録免許税を、出金元の代理人の口座へ還付することは、金融機関の内部手続きで可能であろう。

本気でオンライン申請と電子納付の利用促進を考えているのであれば、再申請に利用できるように、直ちに代理人の口座に還付する方法を考えるべきである。

オンライン申請システムの新着情報

[2009-08-20](#) | [オンライン申請](#)

【お知らせ】 法務省オンライン申請システムの不具合の解消について（平成21年8月20日）

本日午後4時5分ころから発生しておりました、法務省オンライン申請システムでの申請の受付後の処理が進まない状態につきましては、午後7時30分ころから順次解消いたしました。

利用者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

受付番号を確保するために（登記の）申請するのに、申請情報がシステムに到達した後、受付番号が発行されるまでに3時間以上もかかるのでは、

オンライン申請なんて、利用できないでしょう。

新オンライン登記申請システム

[2009-08-23](#) | [オンライン申請](#)

法務省オンライン申請システムで運用を行っている手続きについて、新オンライン登記申請システムを開発し運用する予定

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji183.html>

新オンライン登記申請システム骨子案（資料）

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji183-3.pdf>

法務省提供・一般向け システム1

事前の環境設定不要（Webブラウザを利用）

法務省提供・専門家向け システム2

事前の環境設定必要（申請用ソフトウェアをインストール）

データ管理・フォルダー管理を容易化する機能を提供

登記識別情報の提供方法の簡素化
1 申請あたりのデータ量・添付ファイル数の緩和
登記事項証明書の送付請求（請求物件数の緩和）

民間事業者提供・専門家向け システム 3

新オンライン登記申請システム等の開発・運用スケジュール

http://nnn2005.com/Documents/20090227_JOPT.pdf

（オンライン登記申請システムの利便性向上に向けて P 1 0）

平成 2 2 年末頃までに開発を完了。2 2 年度末までに切替作業を終了し、2 3 年度から運用する予定

パブリックコメントの結果

[2009-08-26](#) | [オンライン申請](#)

「デジタル技術・情報の利活用を阻むような規制・制度・慣行等の重点点検」に関するパブリックコメントの募集について（平成 2 1 年 7 月 1 0 日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/ikenbox/h21/0907boshu.html>

第 1 回 デジタル利活用のための重点点検専門調査会議事次第（平成 2 1 年 8 月 2 5 日（火））

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/juuten/dai1/gjjsidai.html>

パブリックコメントの結果概要（資料 6）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/juuten/dai1/siryou6.pdf>

パブリックコメントの結果（参考資料 2）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/juuten/dai1/sankou2.pdf>

意見提出者 個人 3 8 者（1 3 3 件）、団体 2 7 者（7 5 件）

司法書士会からの意見が、1 件も無かったのは、非常に残念である。

法務省の新オンライン登記申請システム

[2009-09-25](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、平成 2 1 年 6 月 2 1 日、「新オンライン登記申請システム骨子案」についての意見募集を実施した。（意見の提出期限は 6 月 3 0 日）

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji183.html>

7 月末から 8 月初めに日本司法書士会連合会に対して、より詳細な資料の提供と説明があったようである。

また、連合会を通じて、先ごろ各司法書士会の会長にも資料が配布されたようであるが、一般会員（司法書士）には公表されていない。

法務省は「骨子案」に対する意見募集の結果も公表しておらず、連合会が法務省に対してどのような意見を提出したかも公表されていない。

IT戦略本部の電子政府ガイドライン作成検討会では、「電子政府ユーザビリティガイドライン」を作成しているが、

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/index.html>

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf

法務省は関係ないと考えているのかも？

登記識別情報制度の問題

[2009-09-25](#) | [オンライン申請](#)

目隠しシールが剥がれず登記識別情報を判読することができない登記識別情報通知（書）を提供して、登記が完了した事例があったようだ。

法務省はアイロンの使い方を書いた通知を出していたが、目隠しシールが剥がれない場合は、アイロンを使って無理に剥そうとしなくても、登記識別情報通知（書）の写しを原本と共に提供すれば、12桁の記号は提供しなくても登記は完了するようだ。

その内、登記識別情報通知（書）の「原本還付」ができることになるのかも？

登記識別情報を確認するために、目隠しシールを剥して新たなシールを貼るのが面倒で、新たに提供様式を作成するのも面倒だと、以前使用してパソコンに保存してあった提供様式を提供して、登記が完了したと書いてあるブログもある。

登記識別情報制度の問題を放置したまま、実質書面申請であるにもかかわらずオンライン申請だと称して、目先の利用率だけを気にしては、登記制度の信頼性も無くなるのでは？

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-01](#) | [オンライン申請](#)

法務局のページ

登記識別情報通知書等に用いている証明書用紙のデザイン変更等について

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchishoyoushihenkou_index.html

登記識別情報通知書に用いている証明書用紙の一部について、透かし部分の目隠しシールがはがれにくい事象が発生しております。御迷惑をおかけして申し訳ございません。今般、その対応策として、証明書用紙（地紋紙）のデザインを変更（透かし部分を小さくしました。）し、平成21年10月から各登記所において使用することとしましたのでお知らせします。

既に交付されている登記識別情報通知書の目隠しシールのはがし方等について、御不明な点がありましたら、当該識別情報通知を交付した登記所又はお近くの登記所にお問い合わせください。

目隠しシールが剥がれない問題について

http://blog.goo.ne.jp/nnn_go/e/f1ee53411ecdcc25bcc4064c9864b3f9

デザイン変更前のシールが剥がれないものについては、登記所がアイロンを使って、剥してくれるのかも？

登記手数料額（平成20年）

[2009-10-02](#) | [オンライン申請](#)

平成20年中に登記印紙で納付された登記手数料の額、913億7569万7740円

この金額が、新オンライン申請システムを構築するために有効に使われているのか？
使えない申請書作成支援ソフトも、本当の意味で支援するソフトになるのでしょうか？

新オンライン登記申請システムで利便性は向上するか？

[2009-10-05](#) | [オンライン申請](#)

「[新オンライン登記申請システム骨子案（資料）](#)」によれば、オンライン申請システムの利便性は向上されるようであるが、申請書作成支援ソフトが実務で利便性を感じるほどに向上されるのかどうかは大いに疑問である。

「[オンライン登記申請システムの利便性向上に向けて](#)」によれば、申請書作成支援ソフトの改善に向けた検討事項は、登記識別情報提供様式の改善と申請書様式の改善である。

抹消・移転・設定等の連件の申請情報を一括して作成することは検討事項には無い。
登記識別情報提供様式の入力方法が改善されても、個別に穴埋め式で申請情報を作成するのであれば利便性は感じられないであろう。

<http://www.eonet.ne.jp/~nnn2005/online/902.html>

新オンライン登記申請システム

[2009-10-06](#) | [オンライン申請](#)

平成21年10月5日（月）午後1時30分から、オンライン申請ソフトウェア提供事業者向け登記・供託オンライン申請システム基本設計等説明会が開催された。この説明会では、新オンライン登記申請システムの画面の説明もされたようである。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji185.html>

法務省が事業者向けに資料を公開したのに、日本司法書士会連合会は8月始に提供を受けた資料を、2ヶ月経っても一般会員に公開しないのはなぜであろう？

新システムをより便利なものにするためには、多くの利用者の意見を聞くべきと考えるが、連合会執行部は一般会員の意見は聞く必要が無いと考えているのであろうか？

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-08](#) | [不動産登記](#)

法務局のページより

既に交付されている登記識別情報通知書の目隠しシールのはがし方等について、御不明な点がありましたら、当該識別情報通知を交付した登記所又はお近くの登記所にお問い合わせください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchishoyoushihenkou_index.html

ある登記所の具体的な対応例 ⇒ 閲覧席にアイロンを設置

但し、使用方法等の説明は無かったようである。具体的な使用方法も掲示する必要があるのでは？

【参考】目隠しシールが剥がれない問題について

http://blog.goo.ne.jp/nnn_go/e/2bac929a6cba8fc334428c1ccdbea7bc

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-09](#) | [不動産登記](#)

[10月8日の当ブログ](#)で、閲覧席にアイロンが置かれている登記所があることを紹介しましたが、別な登記所では、登記識別情報通知書を受領したら目隠しシールを剥すように記載された書面が配布されているそうです。

http://nnn2005.com/Documents/20091009_taisyohouhou.pdf

これからは、書面の登記識別情報通知を受領する場合にも、復号に関する特別な授權が必要になるかも？

直ぐに剥さなければならぬのであれば、目隠しシールは必要ないですね。

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-10](#) | [オンライン申請](#)

登記識別情報通知書等に用いている証明書用紙のデザイン変更等について

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchishoyoushihenkou_index.html

新用紙を利用することによって、現状の剥しにくい問題についての対応はできると思われるが、既に大量に発行されている分について、12桁の記号を読み取ることができない場合の対応策も示すべきではないか？

現実に登記識別情報を読み取ることができない事例が報告されている。その場合の、提供することができない理由（正当事由）は、不動産登記事務取扱手続準則第42条第1項の何号に該当するのであろうか？

正当事由はなんと記載すれば良いのか？

法務省は、オンライン申請のために採用した登記識別情報制度が、オンラインで提供することができず、オンライン申請の阻害要因であることが明白になるまで放置するのであるか？

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-14](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、目隠しシールが剥がれないために12桁の登記識別情報を提供することができない事例が発生していることを認識しているようである。

12桁の記号を読み取ることができなければ提供することもできないのであるから、制度維持のために無駄な予算を使うことのないように、登記識別情報制度は廃止すべきである。

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-14](#) | [オンライン申請](#)

目隠しシールを剥すことができないため登記識別情報を提供することができない場合の正当事由が「目隠しシールを剥すことができないため」と言うのは当然のことであるが、提供することができない場合の正当事由は準則で規定されている。

準則に規定されていないことを正当事由として記載しても良いのであれば、何でも良いことになり、あえて例示する必要もないのではないか？

特例方式が実施された際に2つの正当事由が追加されたのは何のためだったのか？

法務省は、対応策として準則第42条の正当事由を見直す必要があるのではないのか？

登記識別情報を提供できない場合の正当事由

[2009-10-14](#) | [オンライン申請](#)

不動産登記事務取扱手続準則第42条は、事務連絡だけで変更されたようだ。

準則第42条には、登記識別情報を提供することができない場合の正当理由が例示されているが、目隠しシールを剥すことができないために登記識別情報を提供することができない場合の正当事由は「目隠しシールを剥すことができないため」と記載することになったようである。

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-15](#) | [オンライン申請](#)

登記所の考えでは、目隠しシールを貼ったままの登記識別情報通知書を提供した場合、登記識別情報を提供したことにはならず、事前通知等の手続きをするらしい。

そうであれば、目隠しシールを貼った登記識別情報通知書を交付しても、登記識別情報を通知したことにはならないのでは？

登記所は、目隠しシールを貼らずに通知したことがありますか？

登記特別会計

[2009-10-18](#) | [オンライン申請](#)

登記特別会計（登記印紙で納付されている）

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/gaisan22-2.pdf>

平成21年度の予算額 1732億9900万円

平成22年度の予算額 1627億4100万円

登記事務処理の適正迅速化に使われるようだが、登記所にアイロンを設置する費用も含まれているのかな？

登記識別情報制度を廃止すれば予算の削減も可能になるのに。

オンライン申請・届出のご案内

[2009-10-20](#) | [オンライン申請](#)

現在、法務省が扱う手続のうち、下記で案内しているものについて、行政機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからオンラインで申請・届出を行うことが可能です。オンラインを利用すると、行政機関の窓口に出向く必要がなくなるので、移動時間や待ち時間が節約できます。

また、オンラインで申請等を行うと、窓口や郵送での申請等に比べて、手数料等が安くなる手続があります。

<http://www.moj.go.jp/oshirase10.html>

申請情報の作成・送信、添付書類の送付等、書面申請よりも手間がかかり、正直なところ、やってられない。

本当に便利なものであれば、言われなくても利用します。

実質書面申請の特例方式で登録免許税を軽減し、年間数十億円を無駄にするのは止めましょう。

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-20](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、目隠しシールが剥がれず、登記識別情報を提供することができない事例があることを認識し、今後の対応策として、登記識別情報を印刷する用紙を変更した。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/tsuuchishoyoushihenkou_index.html

既に交付されている登記識別情報通知書については、アイロンを利用して剥す方法を通知し、一部の登記所では、申請人が利用するためのアイロンが置かれている。

アイロンを使っても剥すことができず12桁の記号を提供することができない場合は、事前通知等の手続きがされるようだ。

登記識別情報を提供することができない場合は、正当事由を記載することになっているので、登記所に問い合わせたところ「目隠しシールを剥すことができないため」と記載するよう回答があった。

目先の対応策として先の正当事由が追加されると思われるが、根本的な対応策としては登記識別情報制度を廃止すべきである。

新オンライン登記申請システム

[2009-10-20](#) | [オンライン申請](#)

河野太郎のブログに新オンライン登記申請システムのことが書いてある。

<http://www.taro.org/2009/10/post-639.php>

法務省は、8月初めに連合会に説明し、10月13日には司法書士全員に資料を配布するよう電話しているのに、

自民党の国際局長にも配布されている資料が、主な利用者である司法書士には配布されていない。

新システムが稼動しても、完全オンライン申請ができる訳でもないし、書面申請よりも手間のかかる、実質書面申請である特例方式の利用率を上げるために、新システムを構築しても無駄である。

司法書士に資料の公開もできないようなシステムならば、中止したほうが良いのではないか？

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-10-21](#) | [オンライン申請](#)

既に交付されている登記識別情報通知書について、登記識別情報を提供することができない場合の正当事由は「目隠しシールを剥すことができないため」と記載するよう回答した登記所もあったが、法務省の回答は「検討中」であった。

過去の2度の問題と同様に、再発行についても検討する必要があるのではないか？

新オンライン登記申請システム

[2009-10-21](#) | [オンライン申請](#)

平成21年10月5日開催の、事業者向け説明会で配布された資料が公開されました。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji185.html>

後日、単位会を通じて配布されると思いますが、時間限定で提供します。
必要な方は、次のサイトからダウンロードしてください。

<http://firestorage.jp/download/8ab4115cee9764c3d444f94618108c7d22f17847>

新オンライン登記申請システム

[2009-10-23](#) | [オンライン申請](#)

法務省の正式名称は「登記・供託オンライン申請システム」

法務省が提供するシステム

「申請アプリケーション方式」

⇒ 申請書作成・ファイル添付・電子署名の付与・送信・公文書の取得等の機能が提供される申請手続き用

「Webブラウザ方式」

⇒ 電子署名の必要のない登記事項証明書の請求等の手続き用

民間事業者が提供するシステム

「XML連携方式」

⇒ 申請書作成機能を実装し、ファイル添付・署名付与・送信等は法務省提供の「申請アプリケーション方式」を利用する方式

「Webサービス連携方式」

⇒ 申請書作成・署名付与・送信・処理状況紹介などの法務省が提供する「申請アプリケーション方式」と同程度の機能を実装する方式

新オンライン登記申請システムに関する意見募集

[2009-10-24](#) | [オンライン申請](#)

新オンライン登記申請システムについて、法務省の中村大臣政務官が意見募集しております。

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/20091022>

目隠しシールが剥がれない問題

[2009-10-24](#) | [オンライン申請](#)

1年ほど前に相続登記を本人申請して、法務局に保管されたままになっていた登記識別情報通知書の、目隠しシールの中央部分が剥がれなかった事例が公表されている。

法務省の資料には「長期間・高温度・高湿度・高圧力が加わる状態で保存した場合、シールの中央部分が剥がれず残ってしまうことがある。」と書かれているが、

http://nnn2005.com/Documents/20091009_taisyohouhou.pdf

法務局での保管状態は「高温度・高湿度・高圧力が加わる状態」なんですか？
「長期間」とは1年なんですか？

こんな状況では、新システムが完成しても、登記識別情報を提供することができないのですが、

この先、大量に発生する問題について、対応策はないのですか？
シールが剥がれず提供できない場合の「正当事由」は？

回答できないのであれば、登記識別情報制度を廃止すべきでしょう。

登記識別情報と登記識別情報通知

[2009-10-26](#) | [不動産登記](#)

登記識別情報のデザインが変更されたと書いているサイトがある。

まだ、登記識別情報（12桁の記号）と登記識別情報通知（12桁の記号が記された書面）の区別ができていないのか？

別なサイトでは、登記識別情報通知を登記済証として取り扱っていると書いてある。

登記識別情報を廃止して登記済証を復活させろと言えば？

登記識別情報と登記識別情報通知の区別ができない人に、こんなことを言っても無駄か。

法務大臣閣議後記者会見

[2009-10-26](#) | [オンライン申請](#)

法務大臣閣議後記者会見の概要

<http://www.moj.go.jp/kaiken/point/sp091016-01.html>

法務行政のすべての分野の予算をゼロベースで厳しく見直した結果ですので、関係各方面の御理解を是非いただきたいと思っていますところです。

ゼロベースで見直すのであれば、登記特別会計も見直すべきではないか？

P38/226 システム要件
24時間365日稼動するシステムを予定している

P41/226 性能要件（24年3月時点）

100万人の登録ユーザーに耐え得る
9万件/時間（送信できる最大サイズは1件当たり10MB）
※ 現在の1件あたりのデータ量は約800KB

対象業務の不動産登記の説明に「取引の安全と円滑化を図るため」と書かれているが、登記識別情報制度を存続させたままでは「取引の安全も円滑化も確保することはできない」。

新オンライン登記申請システム

[2009-10-30](#) | [オンライン申請](#)

法務省の考えでは、IT戦略本部のガイドラインが示される前に設計に着手していた新システムについては、ガイドラインを遵守する必要はない。（利用者である司法書士の意見を聞く必要はない。）と言うことのようなのだ。

法務省は、ガイドラインが示された理由も理解できていないのであろうか？

新システムの資料は一部公開されたが、登記識別情報の証明請求については何も公表されていない。申請書作成支援ソフトについても何も公表されていない。

法改正から3年間まったく利用されなかったことの検証もされていないのか？

実務で利用できるシステムであれば、言われなくても利用する。実務を知らない者が勝手に作った、使えないものは利用されない。

こんな簡単なことも理解できないのであろうか？

新オンライン登記申請システム

[2009-10-30](#) | [オンライン申請](#)

登記・供託オンライン申請システムの開発状況等について（お知らせ）

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji187.html>

登記・供託オンライン申請システムの開発は、下記1の背景と目的により行うこととし、現時点におきましては、基本設計及び詳細設計工程をほぼ終え、今後、プログラミング工程及び単体テスト工程へ移行してまいります。

オンライン申請用ソフトウェアの開発を予定している民間事業者（ベンダー）に対する基本設計等説明会（10月5日）を開催し、設計内容等につきまして、下記2の資料に基づいて説明しましたところ、説明しました内容についてのお問い合わせやご意見が寄せられました。

この度、これらのお問い合わせやご意見を踏まえ、下記3のとおりの見直しを行いましたので、お知らせします。

要は、「政治家に言われたから、多少計画を変更します。」ということである。

21年の初めから設計に着手し、ほぼ完成した時点で骨子案を発表。骨子案に対する意見を募集したが、その結果は公表しないまま、設計終了。

利用者である司法書士の意見を聞かずに実務を知らない者が勝手に設計し、設計が完了した後の資料も司法書士には最後まで公表せずに、行政文書開示請求を受けてやっと公表。

まったく、馬鹿げた話である。

新オンライン登記申請システム

[2009-10-31](#) | [オンライン申請](#)

「平成21年度新登記情報システム通信サービスの調達に係る仕様書 平成21年3月」を提供します。（提供期間は3日間）

<http://firestorage.jp/download/e7fb0a3125b34bdc885f4b7f158cc893be98da5b>

別紙2 接続拠点一覧・回線速度・開通希望日 等

平成21年5月頃から、IP-VPN回線網への切替が始まっており、市区町村の回線とも接続される予定のようだ。

新オンライン登記申請システム

[2009-11-01](#) | [オンライン申請](#)

新オンライン登記申請システムに関する資料は、一部公開されたが、既に設計は完了しているらしいので、きっと、使えないものができるのだろう。

現在のシステムは、平成17年3月から稼働しているが、法務省では利用できるものであるかどうかの、テストもしていなかった。

当時から使い勝手の悪さを指摘していたが、目先の細かな手直しだけで、根本的な改良はされていない。

新システムは司法書士の意見・要望を取り入れたものになるとの説明があったようであるが、今までに出ている意見・要望は、現在のシステムに対するものであり、新システムに対する意見・要望ではない。

法務省は、勘違いしていることも気がつかないまま、新システムを完成させるのであろうが、せめて、十分なテストをして貰いたいものである。

新システムの設計に併せて、申請情報を作成するソフトも新しく作成する必要があると思うが、そのような情報は一切公表されていない。

新システムが格段に便利なものになっても、現在の支援してくれない「申請書作成支援ソフト」を使うのであれば、その便利さは感じられないであろう。

オンラインで送信する情報は、書面申請のように申請情報ごとに分ける必要はない。申請者の情報と登記記録に関する情報に分けて、連件申請であっても一件として一括申請（送信）する仕組みにすべきである。

新システムの開発に併せて、申請情報作成ソフトを開発するか、システムの開発を一時中断して、電子申請とは何かを、検討する必要がある。

登記事項証明書の送付請求

[2009-11-01](#) | [オンライン申請](#)

オンラインで登記事項証明書の送付請求をすると、郵送料を含めて、1通700円で受け取ることができるが、

Google で、「登記事項証明書の送付請求」を検索すると、次のページが表示される。

1 番目 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html>

2 番目 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>

こんな説明では判らないでしょうか？

法務省は本気でオンライン申請の利用促進を考えているのであろうか？

オンライン登記申請

[2009-11-02](#) | [オンライン申請](#)

登記識別情報に関する証明請求

8時39分 証明請求 ⇒ 納付通知

8時40分 納付済 ⇒ 受付

9時30分 完了通知 ⇒ 公文書発行

受付から完了まで50分。

登記識別情報（12桁の記号）を提供せずに請求しても、こんなに時間がかかるのでは、取引現場で確認なんてできないでしょう。

新システムが稼動しても自動化はできないようだけど、、、
オンライン登記申請利用促進のためにも、登記識別情報制度を止めたら？

新オンライン登記申請システム

[2009-11-03](#) | [オンライン申請](#)

登記・供託オンライン申請システムの開発状況等について（お知らせ）が更新されています。
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji187.html>

具体的には、どうでも良いような資料が追加されただけです。

利用者である司法書士の意見には反応しない法務省も、公表する内容は不十分ですが、政治家の意見には直ぐに反応するようです。

不動産登記の電子申請について

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>

商業法人オンライン登記申請について

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

これらのページの基本部分はまったく更新されておられません。法務省が本気でオンライン申請の利用促進を考えているのか疑問に感じます。

今後も、中村哲治法務大臣政務官へ、意見をお願いします。

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/>

新オンライン登記申請システム

[2009-11-03](#) | [オンライン申請](#)

中村哲治法務大臣政務官が、次のとおり、新オンライン登記申請システムに関する意見を求めています。

登記オンライン申請システムの更新（3）

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/20091103>

- 【1. 情報公開】
- 【2. 意見募集に案内は？】
- 【3. ユーザビリティガイドラインとの適合性は？】
- 【4. 各申請方法について】

それぞれの立場で、意見を出していただけるようお願いします。

新オンライン登記申請システム

[2009-11-05](#) | [オンライン申請](#)

中村てつじの「日本再構築」

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/>

登記オンライン申請システムの更新（4）

骨子案に対する意見募集の結果が、やっと、公表されるようです。
新システムに関する意見募集も、実施されるようです。

民事二課は、特例方式のメリットとデメリットを示すことになったようですが、特例方式は、実質書面申請です。
年間数10億円の登録免許税を軽減して利用を促進しても、新システムが稼動しても、完全オンライン申請には繋がりません。

不動産登記法が規定するオンライン申請は、申請人全員が電子署名をして、添付書面はすべて電子情報として提供することになっています。
法改正をしなければ、新システムが稼動しても完全オンライン申請はできません。

法務省は、書面申請よりも手間のかかる特例方式を、いつまでも継続するのではなく、利用者が利便性を感じられる、実現可能なオンライン申請について検討すべきである。

法務省の言い分は、極めて不適切である

[2009-11-06](#) | [オンライン申請](#)

2009年7月1日、各府省情報化統括責任者連絡会議決定により、電子政府ユーザビリティガイドラインが決定され、オンライン申請システムを主管している府省は、平成22年中頃までに、ユーザビリティ向上計画を作成・公表することになっている。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf

このガイドラインの目的は、オンライン申請システムの新規開発及び改修における企画・設計・開発・運用及び評価の段階で利用するためのもので、「世界で一番便利で効率的な電子行政」を目指して実施されてきた取組みが、「利用者重視」の視点が不十分であったことを反省して、制定されたものである。

法務省は、大臣政務官に、「新オンライン登記申請システムの設計は既に完了しているので、平成22年中頃までに向上計画を作成することになっているガイドラインの例外事項に当たる。」と、言いたらしいが、

法務省の言い分は、極めて不適切である。

法務省は、現在のオンライン登記申請システムが利用者重視の視点が不十分であったことを反省し、ユーザビリティ向上計画を作成・公表する前であっても、新オンライン登記申請システムは、ガイドラインに示された「利用者重視」の視点で開発すべきである。

法務省の変な回答

[2009-11-09](#) | [オンライン申請](#)

法務省のホームページの資料の訂正を求めたら、法務省からの回答に、「**今後は、日本司法書士会連合会を通じて御照会いただきますよう、御理解と御協力のほど、よろしくお願ひします。**」と書いてあった。

法務省のホームページは、連合会で管理しているのかな？

オンライン登記申請の現実

[2009-11-09](#) | [オンライン申請](#)

平成17年、オンライン登記申請に対応するために不動産登記法が改正されたが、申請人の電子署名を必要とし、すべての添付書面を電子化して提供することを要件とした、実現不可能なものであった。

平成19年になって、まったく利用されていないことを認識した法務省は、法改正することなく、泥縄式に、登記令附則に一条追加するだけで、書面申請よりも手間のかかる、申請情報だけをオンラインで送信し、電子化されていない添付書面は書面のまま提供する、実質書面申請である特例方式をオンライン申請と称して採用することとし、目先の利用率を上げるためだけに、年間10億円以上の登録免許税を軽減するという無駄なことをしている。

現在、法務省は実質書面申請である特例方式を基準に平成23年2月から稼働させる新システムを開発しているが、司法書士には資料も公開せず、意見を求めても結果は公表せずに設計を完了しており、稼動しても完全オンライン申請は実現せず、利便性も感じられないものであろう。

IT戦略本部の定めたガイドラインも無視し、実務を知らない者が利便性も考えずに勝手にシステムを開発・提供しておいて、無理やり利用させるために登録免許税を軽減するような無駄なことは直ちに中止すべきである。

外字の問題

[2009-11-11](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、戸籍で利用する民事一課が作成した外字と、登記で利用する民事二課が作成した外字が異なるため、電子化された情報を人間が判断し、置き換える作業をするという、馬鹿げた、無駄なことをしている。

オンライン申請の利用促進のためにも、外字を統一し、経費の削減と事務の効率化をする必要がある。

目隠しシールが剥がれない問題について

[2009-11-11](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、目隠しシールが剥がれない問題について、現在も「検討中」のようであるが、登記識別情報制度を廃止しないのであれば、用紙を変更する前に通知された登記識別情報については、職権で失効させ、再通知すべきではないか？

オンライン登記申請件数

[2009-11-12](#) | [オンライン申請](#)

平成21年 1月から10月まで

<http://www.moj.go.jp/MINJI/shinsei.html>

不動産登記 1,290,354 件、 商業・法人登記 244,040 件

平成20年 1月から10月まで

<http://www.moj.go.jp/MINJI/shinsei20year.html>

不動産登記 796,745 件、 商業・法人登記 195,530 件

増えていると見るか、あまり変わらないと見るか？

意見募集の結果発表

[2009-11-15](#) | [オンライン申請](#)

平成21年6月に実施された「新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見募集」の結果が、11月16日（月）に、やっと、公表されるようだ。

【参考】意見募集についての法務省のページ

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji183.html>

きっと、評価報告書で公表したように、的外れの結果が公表されるのであろう。

法務省は、2008年（平成20年）度最適化実施評価報告書に利用者満足度の実績値を記載するため、利用頻度の高い資格者代理人（全国の司法書士会からそれぞれ6名に依頼）に対し、アンケート調査を実施した。

（調査時期：平成21年6月10日締切）

アンケート調査に対する意見の例

<http://www.eonet.ne.jp/~nnn2005/online/901.html>

法務省が公表した結果

2008年（平成20年）度登記情報システム業務・システム最適化実施評価報告書の6・7ページ

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/JOHOKA/SAITEKIKI-KOBETSU/ko-58.pdf>

【最適化共通効果指標】

③ オンライン申請利用率

「不動産登記手続」51・10%、「商業・法人登記手続」34・81%

【最適化個別効果指標】

① 利用者満足度 59%

意見募集結果等に関する意見募集

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する意見募集結果等に関する意見募集

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080061&OBJCD=&GR OUP=>

何についての意見を募集しているのか良く分からない内容ですが、新システムに関する意見をお願いします。

「意見募集の結果についての意見募集」 って、何？

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

意見募集要項

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058226>

骨子案についての意見募集の結果についての意見募集は、具体的にどんな意見を募集しようとしているのか明確でない。

今回の意見募集は、新システムが利用者の意見を取り入れて設計されているか、ユーザビリティ向上のため、ガイドラインにそった設計・開発がされているかどうかについて、意見を求めるものではないのか？

そのためには、既に設計が完了している、新システムに関する資料を公開する必要があるのではないのか？

6月の骨子案についての意見募集の際も、設計がほぼ完成した時期であったにも関わらず、新システムに関する画面表示等の資料を提供することなく、実質、現行システムの改良に関する意見を集めただけである。

その意見募集の結果について意見を募集する理由は何か？

意見募集の結果については、法務省が対応するのではないのか？

既に設計が完了している新システムの画面表示等を公表することなく、意見募集をしても、ガイドラインに沿った設計・開発がなされているかどうかの判断などできる訳もなく、意見など出せるわけがない。

また、既に設計は完了し、新システムが稼動する日も決まっているのであるから、法務省が適切に対応することも期待できない。誰かに対する言い訳のような意見募集は、無駄である。

現行システムが利用者の意見を聞かずに開発したために利用されなかったことを真摯に反省し、新システムの開発を中断し、司法書士の意見を聞くべきである。

新オンライン登記申請システムの開発について

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

意見募集要項

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058226>

4 留意事項

(2) 新システムは、高い信頼性、所要の処理性能、拡張性を持ち、利用者の事前の環境設定を極力排除したシステムを早急に構築する必要があるとの認識の下、現在の制度を前提として開発を行っています

現在の制度で完全オンライン申請は絶対にできない。現在の制度を改良しても、利用者は利便性を感じられないであろう。

**実質書面申請である特例方式のために、新システムを開発する必要はない。
そのような無駄なことは直ちに中止すべきである。**

新システムは、必要な法改正をして、完全オンライン申請が可能な、利用者が利便性を感じられるものにすべきである。

法務省の意見募集要項

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

意見募集要項

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058226>

意見募集対象

- (1) 「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集の結果について
- (2) ユーザビリティ向上のための利用者意見の反映について

※今回開発を予定しているオンライン申請システム以外の連携する個別業務システムの機能に関わる改善を求める意見並びに不動産登記制度及び商業・法人登記制度について法改正等の制度の見直しを求めるご意見は、意見募集の対象外とさせていただきます。

4 留意事項

(2) 新システムは、高い信頼性、所要の処理性能、拡張性を持ち、利用者の事前の環境設定を極力排除したシステムを早急に構築する必要があるとの認識の下、現在の制度を前提として開発を行っていますが、そうした方針自体に関するご意見は、「意見の分類」中、「1 開発の契機、進め方」を選択の上、提出願います。

結局、何について意見を募集するの？

意見募集の結果について、意見を募集するの？

正確に結果を公表しないで、どんな意見を期待しているの？

新システムは、利用者が利便性を感じられるものにするのではないの？

法改正もせずに、オンライン申請の阻害要因である「登記識別情報制度」を廃止せずに、実質書面申請である特例方式の処理性能を向上させても、利便性は感じられないでしょう？

何のために、オンライン申請を促進するのか、何のためにガイドラインが策定されたのか、理解できていないのだろうか？

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集の結果について

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058231>

3 提出された意見の概要及び対応方針

(別紙) 2 基本方針

新システムの設計に際しては、日本司法書士会連合会や日本土地家屋調査士会連合会等の資格者団体との協議会や、両会等に対する画面プロトタイプの提示、意見聴取等のほか、様々な利用者からの意見を踏まえて、設計を実施しています。

資格者団体には、設計がほぼ完了した7月末頃に説明したが、主な利用者である司法書士には、10月半ばに行政文書の開示請求を受けるまで、公表しなかった。

6月末に意見募集した結果は、大臣政務官から要求されるまで公表しなかった。意見募集の結果は、11月16日公表されたが、中途半端なものであった。

結局、設計が完了するまでに、司法書士の意見は聞いてないでしょう。それでも、利用者の意見を踏まえたものになっているのですか？

新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見募集の結果について

[2009-11-16](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、6月末に「新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見募集」をし、11月16日になってその結果を公表したが、その公表された結果には明らかな嘘がある。

[新オンライン登記申請システム骨子案に対する意見募集の結果について](#)

司法書士からの意見は、単位会・連合会からの意見を含めて4名(38件)と書かれているが、ネット上に公表されているものだけでも3名分ある。

日本司法書士会連合会

http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/opinion/opinion_detail.php?article_id=73

大阪司法書士会

<http://www.osaka-shiho.or.jp/osakakai/seimei.html#seimei18>

全国青年司法書士協議会

<http://zenseishi.com/opinion/detail.php?autono=37>

他にも、単位会会長の意見が出されていること、私を含めて、個人的に意見を提出している司法書士がいることも確認している。

意見募集の結果を正確に公表するよう求める。

追記 次のように訂正されました。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058231>

司法書士	24名、331件
土地家屋調査士	15名、105件
上記以外	4名、38件

いい加減に集計されたことが想像できますね。

意見提出のために資料の追加を

[2009-11-17](#) | [オンライン申請](#)

「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する意見募集結果等に関する意見募集

意見募集要項

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058164>

平成21年6月に、法務省ホームページにおいて実施した「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する意見募集の結果及び同システムの設計・開発に当たり、ユーザビリティ向上のために実施した利用者からの意見聴取の状況について掲示するとともに、広く国民の皆様からご意見を頂きよりよいシステムとするために、以下のとおり意見募集いたします。

1 意見募集対象

- (1) 「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集の結果について
- (2) ユーザビリティ向上のための利用者意見の反映について

法務省は、「骨子案に対する意見は聞いた。」「ガイドラインに則った開発をしている。」と言っているようですが、その結果、どのように設計に反映されたのか、ユーザビリティ向上のためにどのような工夫がされたのか、設計が完了した現在の状況は公表されておりません。

提供されている資料では、何について意見を求めているのか判りません。意見提出のために、新オンライン登記申請システムに関する、より詳細な資料の提供をお願いします。

パブコメで、法務省は何をしたいのか？

[2009-11-17](#) | [オンライン申請](#)

パブコメで、法務省は何をしたいのか？

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080061&OBJCD=&GR OUP=>

「骨子案の意見募集の結果について意見募集」って、何？

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058231>

意見募集しても集計もできていなかったことを公表して、どんな意見を求めているのか？

「ユーザビリティ向上のための利用者意見の反映について」って、何？

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058232>

平成21年7月から8月に、新システムについて、連合会で説明したと書いているが、数名の理事に説明しただけで、司法書士全員に資料を公開したのは10月19日だった。その後、今回の意見募集までに、司法書士に説明し、意見を聞いたことはない。

現在のオンライン登記申請システムは、利用者の意見を聞かずに、実務を知らない者が勝手に構築したため、利用されなかった。

同じ過ちを繰り返さないために、新システムの開発は一時中断し、電子化された登記情報を電子情報として利用する、利用者が利便性を感じることができる、完全オンライン申請が可能なシステムを構築すべきである。

法務大臣政務官 中村哲治 殿

[2009-11-17 | オンライン申請](#)

平成21年11月4日、中村大臣政務官は、法務省民事局総務課登記情報センター室及び民事第2課と打ち合わせをし、法務省は、意見募集に関する結果とガイドラインに則った設計・開発が行われていることの説明を、法務省のサイトで公表することを約束しました。

結果が公表されたら、改めて意見募集をすることになっていたはずですが、法務省のページには、具体的なことは一切公表されず、指定されたサイトにも、骨子案に対する意見の一部についての結果しか公表されておりません。

既に、新システムの設計は完了しているのですから、ガイドラインに則った設計が行われていると主張するのであれば、今までに何をしたかではなく、設計が完了した後の資料を公表すべきです。

ガイドラインの本旨は、利用者が利便性を感じることができるシステムを提供することであり、現行の実質書面申請の特例方式の利用拡大に対応するための新システムの開発を要求しているものではありません。

利用者の意見を聞かずに構築した現行システムが使い物にならないものであることは、法務省も十分に認識しているはずですが。

使い物にならないシステムを基本に新システムを構築しても、利用者が利便性を感じるシステムは構築できないことは説明するまでもありません。

法務省は、新システムの開発に着手した時点で誤っていたことを自覚すべきです。

今回公表されたように、意見募集をしても中途半端な集計しかできないのであれば、新たに意見を募集しても対応できないでしょう。

意見募集の結果に対する意見募集などと、訳の判らないことに無駄に税金を使う前に、新システムの開発を中止して、利用者が利便性を感じることでできるシステムを開発するために、謙虚に利用者の意見を聞く必要があります。

意見をお願いします

[2009-11-20](#) | [オンライン申請](#)

【引用始】

登記オンライン申請システムの更新（5）～ 意見募集はじまる ～

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/>

河野太郎代議士のブログで呼びかけを受け、逃げられずに取り組みをはじめたこのテーマでしたが、私は、踏み入れてはならない領域に足を踏み入れたのかも知れません。

全国の司法書士の皆さん、土地家屋調査士の皆さん、お願いです。

この新オンライン申請システムについての「意見募集要領」をご覧ください。ぜひ、積極的にご意見を法務省まで寄せてください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058226>

本当に、このまま進めて行って良いのか。
プロの皆さん、どうか本音を伝えて下さい。
よろしくお願いいたします。

【引用終】

法務省の提供している資料は中途半端です。

十分な資料を出していないのですから、こちらも言いたいことを書いてください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&ID=300080061&OBJCD=&GROUP=>

法務大臣政務官 中村哲治 殿

[2009-11-20](#) | [オンライン申請](#)

現在の特例方式は、実質書面申請です。特例方式の利用拡大のために新システムを構築しても、完全オンライン申請はできません。無駄なことは止めてください。
年間数十億円の登録免許税を減免して、特例方式の利用促進する合理的な理由はありません。

司法書士の意見を聞かずに新システムを構築しても使えるものはできません。

利用者が利便性を感じることができシステムを構築するために、現在の開発を中断し、司法書士の意見を聞いてください。

個人的に意見を出しても、「法務省民事局総務課登記情報センター室」は動きません。骨子案に対する意見474件の内、公表されたのは49件だけです。司法書士の意見は無視されております。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=000058442>

中村大臣政務官が先頭に立って、法務省を変えてください。

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集結果等の公表及び意見募集

[2009-11-24](#) | [オンライン申請](#)

意見募集結果等に対する意見募集などと、なる気のなさが感じられる可笑しい意見募集で、前回と同様に意見を書いても無視されるでしょうが、今のまま放置しては利便性を感じることができるシステムは構築されませんので、できるだけ多くの意見（要望）を、お願いします。

「新オンライン登記申請システム骨子案」に関する意見募集結果等の公表及び意見募集について

<http://www.moj.go.jp/oshirase20.html>

平成21年11月16日 民事局総務課登記情報センター室

平成21年6月に実施した「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する意見募集の結果及び同システムの設計・開発に当たり、ユーザビリティ向上のために実施した利用者からの意見聴取の状況について、下記アドレスに掲示するとともに、広く国民の皆様から御意見を頂きよりよいシステムとするため、下記アドレスにおいて意見募集いたします。

記

意見募集中案件詳細（「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する意見募集結果等に関する意見募集）（11月30日まで）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=300080061&OBJCD=&GROUP=>

登記識別情報の通知・不通知の処理

[2009-11-28](#) | [オンライン申請](#)

不動産登記法では、登記識別情報を通知する場合が規定されているが、登記所では、登記完了時に登記官が通知・不通知の入力をしているらしい。

書面申請で不通知を希望している場合は、登記官が不通知の処理をする必要があると思われるが、オンラインで申請情報を提供した場合は、不通知の申出も電子情報として提供している。

そのような場合でも、登記官が手入力する必要があるとは、、、

電子情報を自動処理することができないのであれば、オンライン申請する必要はないですね。

登記完了証に表示される登記の目的が違う問題

[2009-11-28](#) | [オンライン申請](#)

登記完了証に表示される目的については間違いが多く疑問に感じていたが、その原因は、申請人がオンラインで提供した申請情報と登記完了証を編集するシステムが連動していないので、登記官が目的を手入力しているためのものである。

事件完了の手続きをするまでは、修正して再発行することもできるようであるが、本当に手入力しているのであれば、情けないシステムである。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

[2009-11-29](#) | [オンライン申請](#)

登記情報提供システムの、物件情報の検索機能を強化して、地番や家屋番号がわからない場合でも請求できるように、地図上で指示すれば、図面も登記情報も一括して取得できるシステムにすべきである。

完全オンライン申請を目指し、添付情報の省略を多少でも考えているのであれば、登記申請情報に照会番号を提供させるなどという馬鹿なことは直ちに止めるべきだ。登記所が管理している情報を提供させるなど、無駄の極みである。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

[2009-11-29](#) | [オンライン申請](#)

現在の申請書作成支援ソフトは、書面申請の様式を基に作成されている。電子化された登記情報を有効利用するためには、申請書作成支援ソフトの全面的な変更が必要である。

書面申請の申請書様式を追加するのではなく、電子情報として提供する申請情報を、電子情報として利用できる様式にすべきである。

登記所は申請人の提供した外字ファイルを登記所固有の外字ファイルに置き換えて入力している。現在のシステムを今後も利用するのであれば、登記所固有の約3万字の外字ファイルを公開すべきである。

外字が含まれる場合、BMP形式でファイルを提供させるのではなく、登記所固有の、外字の一覧と文字コードを公開して、コードだけの入力にすればよい。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

[2009-11-29](#) | [オンライン申請](#)

書面申請が基準のブックレスシステムの審査方法を変えることなく、電子申請のシステムをつくっても、完全オンライン申請はできない。

閉鎖された戸籍等、絶対に電子化されない情報があるのであるから、新システムは、添付情報の省略を認める法改正をした後に開発を開始すべきで、現在そのまま開発を続けても、書面申請のほうが利便性を感じることができるのであるから、登録免許税の軽減措置がなくなれば利用されなくなる。

無駄に税金を使うことがないように、司法書士の意見を聞きながら、完全オンライン申請が可能なシステムを開発すべきであり、利用者の意見を聞かないまま、利便性を感じることができないような新システムの開発は中断すべきである。

また、利用者に意見を求める場合は、行政文書の開示請求を受けてから公開するのではなく、先に必要な情報を公開すべきである。

実質書面申請である特例方式による登記をオンライン申請と称して、年間数十億円の登録免許税を減免して、誤魔化しの目先の数字だけを追いかけるのではなく、何のためにオンライン申請するのかを、考え直す必要がある。

法務省のオンライン申請システムとは

[2009-12-02](#) | [オンライン申請](#)

租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて（平成21年12月1日法務省民二第2853号通知）

http://nnn2005.com/Documents/20091201hm2_2853.pdf

によれば、20年以上の期間と1兆円をかけた登記情報システムは、電子情報として送信した申請情報を電子情報として利用することができない（検索機能もない）システムのようなのだ。

検索機能もない登記情報システムを構築した法務省民事局総務課登記情報センター室は「国民からの信頼を高めた国家公務員」として人事院から表彰される？

http://blog.goo.ne.jp/nnn_go/e/10cc2ae1232430474887fef88a76df9d

新オンライン登記申請システムには検索機能があるのでしょうか？

法務省民事局総務課登記情報センター室

[2009-12-02](#) | [オンライン申請](#)

人事院は30日、国民からの信頼を高めた国家公務員を表彰する人事院総裁賞の受賞者を発表した。

http://www.jiji.com/jc/c?g=pol_30&k=2009113000645

職域部門は、膨大な量の登記簿を20年以上かけてコンピューター化した法務省民事局総務課登記情報センター室が受賞するようだ。

登記情報の電子化に20年以上かけて天下り法人に多額の内部留保を蓄えたってことは、無駄な時間と税金を使ったということではないのか？

利用者の意見も聞かずにオンライン登記申請システムを作っている組織で、法務大臣政務官

の言うことも聞かないような組織が、「国民からの信頼を高めた国家公務員」なのであろうか？

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/20091119>

法務省のオンライン申請システムとは

[2009-12-03](#) | [オンライン申請](#)

租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて（平成21年12月1日法務省民二第2853号通知）

http://nnn2005.com/Documents/20091201hm2_2853.pdf

平成22年1月からは、所有権保存のオンライン申請の場合は、表示登記の完了証を添付することを要求する内容である。

租税特別措置法第84条の5の適用を受ける場合、オンライン申請することが要件であるから、何ら資料を添付する必要はない。

何らの素明資料も提供する必要はないのであるから、登記所が発行した情報（登記官の押印のない書面）を提供させる必然性もない。

表題登記の完了証が入手できない場合は、事前に登記官と協議することを要求しているが、馬鹿げた話である。

登録免許税を軽減して、余分な手間をかけてまで、オンライン申請する必要があるのか？

平成21年12月1日法務省民二第2853号通知は、オンライン申請システムに、情報を保存するだけの容量がないことが理由と思われる。

オンライン申請システムは、電子情報として送信した申請情報を、電子情報として管理することもできない、出来損ないのシステムのようなのである。

こんな状態でも、オンライン申請と言えるのか？

オンライン登記申請のメリットは？

[2009-12-04](#) | [オンライン申請](#)

・ 申請件数

一部の登記について上限を定めて登録免許税を軽減しているため、申請件数は増加している。よって、申請件数を減少させるメリットはない。

・ 申請書作成

申請書作成支援ソフトは、書面申請の申請書を作成するよりも手間がかかる。よって、メリットは感じられない。

・ 申請

オンラインで送信できるのは申請情報だけで、添付書面は別送する必要がある。

よって、メリットは感じられない。

・ 審査

オンラインで送信した申請情報は印刷して書面で審査されているので、印刷するための手間と経費が必要である。

よって、経費節減のメリットはない。

・ 登録

申請人が電子情報として送信した申請情報は印刷して、手入力で登録されている。

よって、省力化のメリットはない。

法務省は、利用者の意見も聞かずに、使えない制度とシステムを提供し、登録免許税を軽減して見かけ上の利用率を上げようとしているが、利用されるためには「利用できるシステム」を提供するのではなく、「便利で使いやすいシステム」を提供する必要がある。

そのためには、利用者の意見を聞いて、必要な法改正をして、新オンライン登記申請システムを開発すべきである。

登録免許税軽減の妥当性

[2009-12-05](#) | [オンライン申請](#)

法務省は、平成21年度税制改正（租税特別措置）要望事項で、利用者の利便性・経済性の向上及び行政事務の効率化を期待することができることから妥当性があるとして、登録免許税軽減措置（減収見込額（平年度）100億1500万円）の2年間延長を要望し、租税特別措置法第84条の5は改正され平成22年1月からの実施に伴う通知がされた。

平成21年度税制改正（租税特別措置）要望事項

http://nnn2005.com/Documents/2009h_genzeiyoubou.pdf

租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて

（平成21年12月1日法務省民二第2853号通知）

http://nnn2005.com/Documents/20091201hm2_2853.pdf

本通知は、司法書士及び土地家屋調査士等に法令に規定されていない取扱いを要求するもので、利便性・経済性の向上も、行政事務の効率化も期待することができるものではなく、登録免許税100億円を軽減する妥当性はない。

租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて

[2009-12-05](#) | [オンライン申請](#)

租税特別措置法第84条の5の施行に伴う登記の取扱いについて（平成21年12月1日法務省民二第2853号通知）

http://nnn2005.com/Documents/20091201hm2_2853.pdf

租税特別措置法第84条の5は、オンライン申請の利用促進を目的に、オンライン申請した場合は登録免許税を10%（最大5000円）軽減する措置で、オンライン申請した事実により当然に適用されるものである。

本件通知は、申請者に対し法令に規定されていない、登記所が事前に電子公文書として通知した登記完了証のPDFファイルを、素明資料として提供することを求めるもので、オンライン申請の利用促進を目的とする特租法の趣旨に著しく反するものである。

仮に、素明資料が必要な場合は、電子情報として通知した電子公文書を提供させるべきであって、PDFファイルを書面に印刷したものを提供させるのでは、電子公文書として通知する必要はない。

また、登記識別情報の提供方法をオンラインに限定していることとの整合性もない。

法務省は、何のために登録免許税を軽減してまでオンライン申請を促進するのか考える必要がある。

そのためには、実質書面申請である特例方式のための新オンライン登記申請システムの開発を中断すべきである。

新オンライン登記申請システムについて

[2009-12-09](#) | [オンライン申請](#)

登記オンライン申請システムの更新（6）

<http://d.hatena.ne.jp/NakamuraTetsuji/20091209>

中村哲治法務大臣政務官が、司法書士と土地家屋調査士の意見を直接聞くようです。

司法書士がする権利の登記と、土地家屋調査士がする表示の登記は、その内容が違うことを理解したうえで問題点を整理してくれるといいのですが、、、

法務省の考え方

[2009-12-12](#) | [オンライン申請](#)

「不動産登記令案」に関する意見についての考え方について(報告)

(平成16年10月8日 パブコメの結果)

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/minji53/refer03.pdf>

第10条(添付情報の提供方法)について

オンライン申請における添付情報について資格者代理人による持参又は郵送等による提出を認めると、適式の添付情報の提供の有無を登記官において即時に確認する(新法第25条第9号参照)ことが困難となるほか、当該添付情報が提供されるまで後続の登記を実行することができない(新法第20条参照)など、不動産取引の円滑を阻害するおそれもあるので、相当でないとする。

しかし、目先の利用率を確保するためには、登記所の事務が煩雑になり、不動産取引の円滑を阻害することになっても、相当であると考えて、特例方式を実施した。

法務省の考え方

[2009-12-12](#) | [オンライン申請](#)

「不動産登記令案」に関する意見についての考え方について(報告)
(平成16年10月8日 パブコメの結果)

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/minji53/refer03.pdf>

第11条(登記事項証明書に代わる情報の送信)について

登記事項証明書は、登記官自らが登記事項を確認することのできない他の登記所の管轄区域内にある不動産について提供を受けるものであり、この省略を認めることは、不動産取引の円滑や公平の観点から相当でないと考える。

すべての登記所に対してオンライン申請が可能になり、他の登記所の管轄区域内にある不動産の情報を知ることができるようになって、まだ相当でないと考えている。

法務省の考え方

[2009-12-12](#) | [オンライン申請](#)

「不動産登記令案」に関する意見についての考え方について(報告)
(平成16年10月8日 パブコメの結果)

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/minji53/refer03.pdf>

第13条(表示に関する登記の添付情報の特則)について

添付情報については、あくまでも原本の提供を要するものと考え、本条においては、表示に関する登記について例外的に原本の提示で足りる旨を定めており、更に原本の提示の省略まで認めることは相当でないと考える。

また、表示に関する登記とは異なり、受付の順位が極めて重要であり(新法第4条第1項参照)、登記官に実質的な調査権限が与えられていない権利に関する登記については、申請段階において原本の提供を省略することは相当でないと考える。

この考え方を変更しなければ、完全オンライン申請は実現できない。何時まで、実質書面申請の特例方式を、オンライン申請と言い続けるつもりなのか？

法務省の考え方

[2009-12-12](#) | [オンライン申請](#)

「不動産登記令案」に関する意見についての考え方について(報告)
(平成16年10月8日 パブコメの結果)

<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/minji53/refer03.pdf>

別表の22の項(相続による権利の移転の登記)について

いわゆる相続関係説明図については、添付情報の原本還付の際の写しとして認められてきたものであり、正確な登記をするためには相続関係説明図のみを添付情報とすることは相当でないと考える。

登記原因証明情報としては相当でないはずの相続関係説明図を、特例方式では、登記原因証明情報としてPDFの提供を要求することは相当なのか？

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

本書は、ブログ「井の中の蛙 goo」http://blog.goo.ne.jp/nnn_go の抜粋です。

他にもオンライン登記申請に関する記事がありますので、ご覧いただけるようお願いいたします。

平成21年12月17日

司法書士 武田則昭／京都

takeda_noriaki@hotmail.com

<http://nnn2005.com/default.aspx>

<http://www.eonet.ne.jp/~nnn2005/>

http://blog.goo.ne.jp/nnn_go

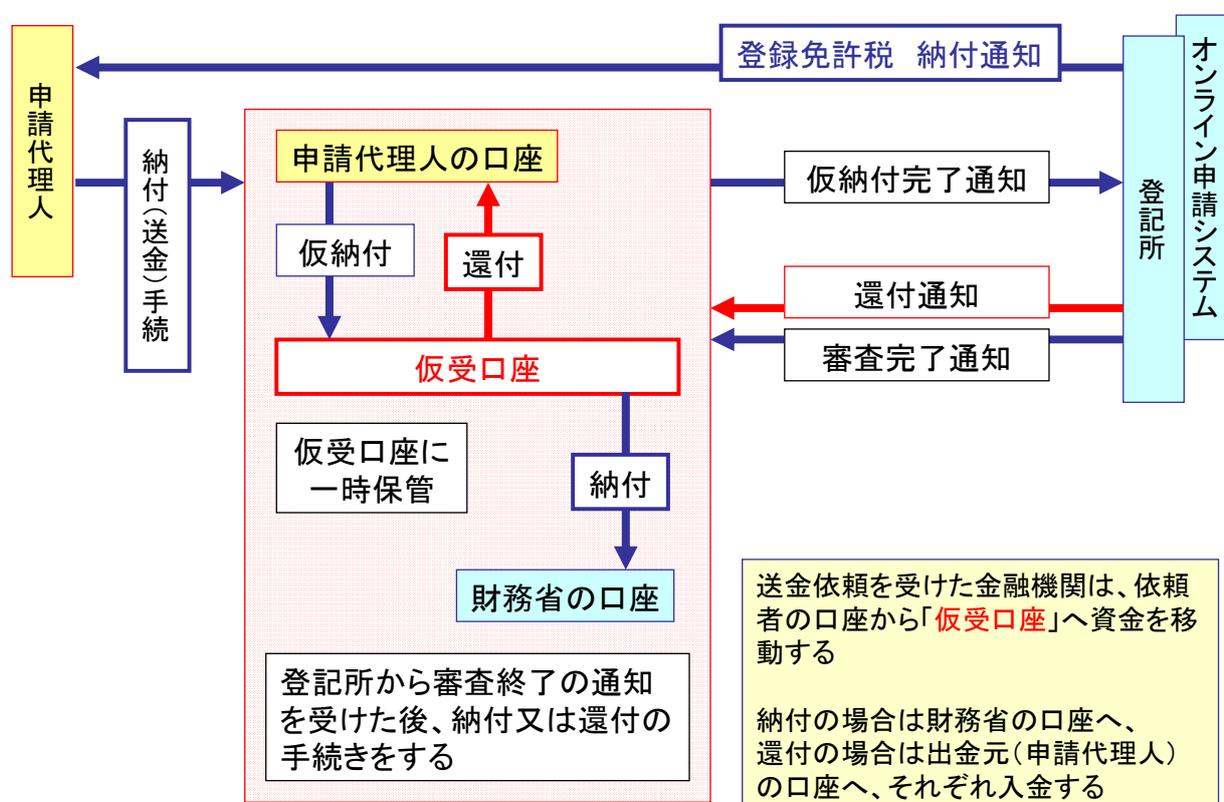
電子納付の利用促進のための提案

平成21年12月17日
司法書士 武田則昭／京都
takeda_noriaki@hotmail.com

オンラインで登記の申請をした場合は、登録免許税を電子納付することもできますが、電子納付した場合、印紙納付の場合の「再使用証明」の手続きが利用できません。

申請を取上げて、直ちに再申請する場合などは、電子納付した登録免許税は申請人本人に還付され、申請代理人が一時的に登録免許税を立て替える必要があり、あまり利用されておられません。

そこで、電子納付の利用促進のため次のとおり提案します。



1. 申請代理人は、納付通知を受けて電子納付する。
2. 金融機関は、申請代理人の口座から仮受口座に資金を移動し、登記所に対して仮納付されたことを通知する。
3. 登記所は審査終了後、金融機関に対して「審査終了」又は「還付」の通知をする。
4. 金融機関は、「審査終了」の通知を受けたときは仮受口座から財務省の口座へ、「還付」の通知を受けたときは出金元の申請代理人の口座へ、それぞれ入金する。

※ 金融機関に仮受口座を設置し、審査完了後に登記所から金融機関に通知する必要がありますが、十分に合理的であると思います。

法務省民事局（総務課登記情報センター室） 御中

日本司法書士会連合会
会長 細 田 長 司

新オンライン登記申請システム骨子（案）に対する意見

日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）は、今般、貴局より公表された新オンライン登記申請システム骨子（案）（以下、「骨子案」という）に対し、以下のとおり意見を申し述べます。

【はじめに】

日司連は、骨子案における「利用者の利便性に配慮する」との基本姿勢を高く評価します。また、現行の汎用システムから不動産登記手続等利用増加が予想される手続に特化した個別システムを構築すること、並びにヘビーユーザー専用のシステムを構築することの基本設計構想に賛意を表します。さらに、仕様公開範囲を拡大して民間事業者が提供するソフトウェアとの連携を強化することは、まさに実効性のある改善策であると認識します。

以下、骨子案に対して上記意識を基礎として意見を申し述べますが、システム構築にあたっては最大の利用者である司法書士の意見を可能な限り取り入れていただくよう要望致します。また、より利便性の高いシステムを再構築するためには、骨子案の段階から現実の操作方法を視野に入れることも必要であるとの観点から、一部具体的なシステム内容についても意見を申し述べることにします。

なお、日司連としては、今後ともオンライン申請特例措置やシステム障害時の特別措置さらには不動産登記制度における法改正等につき、実務実態を踏まえつつ国民の権利保護の視点から積極的に意見を述べる所存であり、したがって、ハード的側面が制度改正の障害とならぬように配慮した柔軟性のある新オンライン登記申請システムの設計を望むものであります。

意 見

1 「JRE」について

現行システムにおいて、その利用のための環境設定に大きな障害となっているのが、いわゆる「JAVA」のバージョンアップ対応である。旧バージョンを削除し、新バージョンをインストールする手続は、煩雑で非常に効率が悪い。オンライン利用の一層の促進のためにも、「JRE」を利用しないシステム構築を是非実現すべきである。なお、可能であれば、特定のOSの動作環境に限定されないシステムが望ましい。

2 複数代理人の関与について

オンラインによる一申請について、複数の代理人が同時に申請できるように、また連件事件について各申請につき別の代理人による複数の申請を連件事件として一括して送信できるようにすべきである。なお、この場合、遠隔地間の複数の代理人による上記各申請を可能とすべきであり、これによりより実務に対応したシステムとなり、司法書士利用者の利便性は格段に高くなると考えられる。

3 複数管轄物件の申請について

オンラインによる申請窓口がひとつとされる以上、複数登記所の管轄物件に対する登記申請を一括して同時に申請できるようにすべきである。なお、この場合、「オンライン申請特例措置」による登記原因証明情報原本のPDFによる提供につき運用面での対応（例えば、複数登記所への登記申請であったとしても、一つの登記原因証明情報の提供のみでこれを可とする等）が必要となると考えられる。

4 電子署名について

①【概要】 休日・夜間においても電子署名を含む全ての申請準備ができるようにすべきである。

【詳細】 現行システムは、ログインしなければ電子署名ができない。司法書士は、連件事件あるいは大量事件を取り扱うことが多く、前日夜間あるいは休日にそれら申請準備を行うことが必要になる場合があり、実際に行っている。よって、電子署名に相当時間を要する現行システムが改良されたとしても、休日・夜間の事前準備事務においても電子署名を含め全ての準備を完結することができるようにすべきである。

②【概要】 電子署名は一申請につき一回で済むようなシステムにすべきである。

【詳細】 現行システムでは、複数当事者の登記識別情報は当事者ごとに電子署名することが必要であり、また登記識別情報の電子署名に加えて申請情報の電子署名も必要である。複数回の同レベルの電子署名をするという煩雑な作業は回避されるべきであり、当該申請における登記識別情報の全てにつき一回の電子署名で済むようにすること、さらに登記識別情報の電子署名を省略し一申請につき一回の電子署名で済むシステムを構築すべきである。なお、このような電子署名方法の変更によっても当該変更に起因するセキュリティの低下はないと考える。

5 連件事件について

【概要】 大量連件事件に対応したシステムにすべきである。

【詳細】 骨子案では、大量事件に対応することは明示されているが、現行システムにおいて司法書士が煩雑さを感じているものの一つに連件一括申請事件があり、大量事件対応の射程として連件一括申請事件が入っていないのであれば、是非

それに対応したシステムを構築すべきである。連件一括申請事件における各申請相互間での当事者や物件情報のコピー機能を充実させること、あるいは連件一括申請事件全体で一回の電子署名で済むシステム構築が必要である。

6 申請情報入力画面について

現行システムでは、書面申請のイメージ上に申請情報を入力しているが、書面申請形式を維持することによりかえって入力が煩瑣となり、またその応用ができなくなっている。たとえば、Q&A方式などの書面申請形式にこだわらない入力方法も選択できるようにすべきである。

7 登記情報提供サービスについて

司法書士は、夜間や休日に申請準備を行い、また依頼者の相談に応じることが少なくない。その際には、物件情報の入手が不可欠となる。よって、登記情報提供サービスを24時間利用できるようにすべきである。

8 お知らせメールについて

現行システムでは、一申請ごとに同じ内容のメールが送信されるため事件が特定できない。そのため処理状況画面を開いて各事件につき確認しなければならず、簡易迅速な事務処理ができない。複数申請あるいは連件申請を行うのが常態となっている司法書士に対しては、申請番号等により事件を特定できるメールを送信するようにすべきである。

9 処理状況一覧について

処理状況一覧について、例えば連件事件の場合は連件ごとに表示をする、あるいは申請事件ごとに任意のタイトルを入力できるようにし処理状況一覧にそのタイトルを表示する等容易に確認できるようにすべきである。

10 システム障害の対応について

現行システムでは、システム障害時の対応策として特別措置が用意されているが、特別措置に加えて、障害時には別に用意したシステムを稼働する等の措置を用意すべきである。また、このようなシステム障害時におけるいわゆる「レスキューシステム」を構築し、これを公開すべきである。これにより、万が一のときに、どのように対応することが最善であるかを迅速に判断し、処理することができるという、オンライン申請実務に対するある種の安心感が生まれ、利用をさらに促進するものと考えられる。

11 公文書のダウンロードについて

現行システムでは、一申請ごとに登記完了証や登記識別情報をダウンロードしなければならないが、連件事件を一括してダウンロードできるシステムはもちろん、同一代理人であれば、連件でない複数の事件についても一括してダウンロードできるシステムにすべきである。これにより、申請件数が増加しても対応できるシステムとなる。

1.2 登記識別情報の証明請求について

登記識別情報の証明請求（有効証明請求及びいわゆる未失効証明請求）については、現在、司法書士の代理請求における簡便な利用が可能となりその利便性は向上したが、証明に時間がかかりすぎることが利用促進の障害として残っている。是非とも自動チェック機能を有するシステム等を導入すべきである。

1.3 登記識別情報の提供について

①現行システムにおいては、登記識別情報の入力につきアスタリスクを使用しない方法を用意する等一定の改善が実現しているが、登記識別情報通知に二次元バーコード等を表示し、簡便に入力ができるようにすべきである。

②登記識別情報提供様式の入力につき、申請情報から当事者および物件情報等をコピーできるようにすること。また、同一申請における他の登記識別情報の入力項目をコピーできるようにすることなど入力方法の簡便化を図るべきである。

③現行システムにおいては、申請情報と登記識別情報を別ファイルで提供するようになっているが、申請情報に直接登記識別情報を入力するなどの簡便な提供方法にすべきである。

④申請情報が送信された場合、同時に送信された登記識別情報について自動チェックシステムによるチェックを行い、登記識別情報についての補正情報を速やかに通知できるようにすべきである。

その他

①新システム設計が完了した際には、徹底的に実験を重ねてシステムエラーが発生しないよう周到な準備を行うべきであり、また運用実験についても司法書士が参加できる機会を設けていただきたい。

②新システム設計のつき、司法書士のほか、金融機関や不動産業者なども交えて協議すべきである。

③新システムに使用するOSは、ウインドウズのみではなく他のOSでも利用できるよう汎用性を高めた設計にすべきである。

平成21年8月5日

法務省民事局民事第二課 御中

日本司法書士会連合会

登記制度対策部

部長 加藤 政也

「法務局オンライン申請システム（仮）」について

標記システムに関する平成21年7月28日にデモンストレーションを受けた画面設計等プレビューにおいては、当会との協議内容が相当程度反映されているものであるとの認識を持っております。

さて、プレビューを拝察した現時点で気づいた意見・要望等は以下のとおりですので、今後のさらなるシステム改善に取り入れていただきたくお願いいたします。

1. 開発スケジュールについて

- ① 設計終了予定が平成21年10月末までとなっておりますが、実務現場で実際に利用する上での使い勝手の確認をするためには、デモンストレーションを伴うチェックと協議が不可欠であると考えますので、設計終了までデモンストレーションを伴う日司連との協議の機会を十分に設けていただくよう要望します。
- ② 限られた時間内で開発を行うためには、例えば、いつ頃までにどの部分が開発されるか、あるいはどの部分の開発がいつ頃まで修正可能か等の開発ステップを認識した上で確認をすることが必要であると考えますので、開発終了予定日までの開発スケジュールを具体的に示していただくよう要望します。
- ③ プログラミングテストの段階で、司法書士に対してテスト環境の提供をしていただくよう要望します。また、同テストの結果をふまえた修正が可能となるような基本設計をお願いします。

2. システムの基本設計について

- ① 司法書士の通常業務においては、以下の基本的な利用環境が必要となりますので、以下の操作が行えるよう要望いたします。
 - ・ 司法書士A事務所に複数の補助者がいる場合は、Aおよび複数補助者が同時に作業を行うことができるネットワーク対応が必要です。また、法人においては、複数の社員・雇用司法書士及び複数の補助者が同時に作業を行う環境が必要とされています。同時作業ができないとすると、結局一人で全作業を行うことと同じ状態となり、複数事件のオンライン申請での処理が事実上できなくなります。

- ・ 司法書士A及びBの合同事務所においては、一人の補助者が使用する一つのPC上でA及びB両方の業務を行うことができることが必要です。一つのPCで一人の司法書士の業務しかできないとすると、一人の補助者に対して司法書士の数だけPCを用意することが必要となり、経費及び事務スペース上支障をきたします。

- ② 連件一括申請事件・相続登記等多数物件事件及び区分マンション保存登記等の一括大量事件等を取り扱うことの多い司法書士のための専用窓口を置くこと及び複数登記所に対して一括申請できるようにする等のシステム開発案が示されていましたが、その開発の具体案を示してください。

3. 平成21年7月28日にデモを受けたシステムに対して、申請書作成フォームの入力作業の省力化及びその他の点につき、次のとおり要望します。

- ① 日付は、作成日が優先的に自動入力されること。
- ② 半角・全角等の区別は、自動的にセットされること。
- ③ 代理人の表示は、事前設定すること等により自動入力されること。
- ④ 物件の表示・当事者の表示は、連件申請等の場合はデータのコピー等により重複入力を省くこと。
- ⑤ 申請書様式に応じて申請書記載事項（例えば、売買による所有権移転であれば、目的「所有権移転」・原因「年月日売買」等）があらかじめ記入されていること。
- ⑥ 多数物件に対応するよう、物件入力フォームを別に用意すること。
- ⑦ 13号様式及び印紙台紙納付書の情報が自動入力されること。
- ⑧ ログインに使用するID・PWは、現行システムに使用しているものがそのまま使えるようにすること。
- ⑨ メイン画面（処理状況一覧）において、ログイン中であるかオフライン中であるかが常に確認できるようアイコン等の表示を設けること。

平成21年9月4日

法務省民事局民事第二課 御中

日本司法書士会連合会
登記制度対策部
部長 加藤 政也

ご照会のありました「登記申請書作成支援ソフトウェア」につきまして、様式レイアウト改善点項目に基づき、以下のとおり意見を述べますので、よろしくお取りはからいくださるようお願いいたします。

なお、記載がない項目につきましては、意見はありません。

1 : 「作成手順」ボタンの名称、説明文変更

2 : 「クリア」ボタンの新設

「クリア」ボタンと「手続案内」ボタンの移置が近いため、誤ってクリックする可能性があると思われます。「クリア」ボタンと「手続案内」ボタンの移置を左右に分けるか、「クリアボタン」を下に持っていくような対応が可能ですか。

3 : 「登記所選択」ボタンの位置変更

4 : 登記所コード欄の位置変更

5 : 「登記所管轄一覧へリンク」ボタンについて

6 : 「添付ボタン」の削除について

「添付情報の枠の下あたり（申請年月日の上）に電磁的記録を添付する場合は、事件一覧画面の添付機能を使用下さい。」という趣旨の注意書きの記載を求めます。

7 : 「登録事項転記」ボタンについて

（確認）このボタンは、ログインしていない状態で申請情報を作成している場合においても、機能する仕様でしょうか。

機能しない場合には、機能するようにしていただきたい。

8 : 「代理人追加」ボタンについて

9 : 不動産の指定部分の文章変更に関して

10 : 表示物件追加機能について

（質問）不動産の表示は初期状態で、何個箱が用意されるのでしょうか。

デフォルトでは、土地1個表示されるのが望ましいと考えます。

11 : 物件種別欄の位置変更

12 : 「物件情報読込」ボタンの説明文変更

1 3 : 「申請情報入力」 ボタンの位置

申請情報入力ボタンと物件削除ボタンは位置を逆にした方がよい。

1 4 : 「申請物件削除」 ボタンの名称変更について

申請情報入力ボタンと物件削除ボタンは位置を逆にした方がよい。

1 5 : 表示登記の合体に伴う権利の表示入力について

1 6 : 物件情報複写機能について

複数物件中、複写したい物件を選択できるようにしてもらいたい。

その際、一括して全部選択できるボタンも用意してもらいたい。

1 7 : 「登記取得者届出様式作成」 ボタン新設

1 8 : 「登記提供様式作成」 ボタン新設

1 9 : 「住民票コード情報追加」 ボタンの名称変更

2 0 : 「登録免許税合計額」 の表示削除について

2 1 : 「他管轄物件の入力」

2 2 : 嘱託書の表示

2 3 : 同順位符号の入力

2 4 : 「請求物件追加」 ボタンの説明

2 5 : 「登記提供様式作成」 ボタンの新設

2 6 : 請求物件上部の文言

2 7 : 物件情報読込ボタン

2 8 : 不動産番号入力枠

2 9 : 請求物件追加ボタンについて

3 0 : 送付先説明文言

その他

1. 「チェック」時の問題について

エラーとして、表示される内容が、必ずしもわかりやすすくないので、もう少し、具体的に、わかりやすい指摘にさせていただけたらと、考えます。

2. 一時保存のとき

申請書を作りかけているときに、まだ、すべてを入力していない状態で、一時保存しようとするすると、未入力の項目がエラーについて、エラーがある旨の表示がされるため、途中の段階でもちゃんと保存できているかどうか、心配になる。

3. 申請書の印刷について

申請書を作成し、表示し、これを印刷すると、印刷の際、文字が中途半端

な部分で切れた状態（たとえば、1行の内、文字の上半分とか、下半分とかしか印刷されない状態でページが途切れる）になるのですが、文字が中途半端に切れないように、印刷できるようにしてもらいたい。

4. 物件のオンライン入力

物件を入力するとき、オンラインで読み込みをすると、土地なら「所在」「地番」は引っ張ってこられますが、「地目」「地積」は、自分で入力しないといけません。「地目」「地積」も読み込めないと、オンライン入力が便利とはいええず、結局は、自分で直接入力した方が、早く作業ができます。

5. 申請書情報の入力

現在、申請書のデータは、権利者の住所とか、氏名とか、項目ごとの枠に入力するような形になっています。通常は、これでもいいかもしれませんが、複雑な申請になってくると、必ずしも、枠といままでの申請書の形がうまくマッチしません。項目ごとの枠にはめるスタイルではなく、たとえば、書面で申請書をつくる時のように、申請書そのものを、全部1枚の紙のように入力できれば（はりつければ）いいと考えます。そうすることにより、いままで、ヴェンダーソフトを使わず、ワープロソフトで申請書を作っているような方が、いままでのデータを利用して、コピーアンドペーストで簡単に申請書ができるようになると思います。

※ 結局、ワープロソフトで作った申請書を全部コピーして利用できるようにすれば、これから、始める人にとってもわかりやすいのではないかと考えます。

6. 項目の順番を簡単に換えられるようにしていただきたい。

つまり、項目追加で項目を追加すると、追加された項目が一番下に挿入されるが、その位置を自由に上下できるようにすべきです。

7. 登記の目的は、プルダウンメニューを設け、代表的な文例は選択できるようにしていただきたい。また、選択すると、必要な添付情報が自動的に添付情報に入るようにしていただきたい。

8. 申請年月日は、直接入力の外、カレンダーから選択できるようなものにしていただきたい。

9. 連絡先の電話番号は、申請人ないし代理人の項目に、項目として配置していただきたい。

- 1 0. 持分移転の場合、登録免許税に「移転する持分の価額」を入れる箇所がない。申請人に持分の項目が追加されたら、自動で登録免許税の項目内に「移転する持分の価額」の記載が入るようにしていただきたい。
- 1 1. 登記識別情報の提供様式は、登記識別情報の提供の有無欄に「登識提供様式作成」ボタンを新設することだが、物件入力欄に置き、ボタンを押すと入力した物件や申請内容が自動入力されているべきであると考えます。
- 1 2. 登記申出書の雛形が見当たらないので、設定していただきたい。
- 1 3. 登記事項について、商業法人登記のように、登記事項を一括記入できる別紙（登記すべき事項）欄を設けていただきたい。
- 1 4. 登記識別情報に関する証明請求書について、不動産番号と登記識別情報の12桁英数字のみを入力すれば、照会できるようにしていただきたい。
- 1 5. 物件情報取得で、所在地番（家屋番号）の他、不動産番号も取得できるようにしていただきたい。
- 1 6. 登記事項／地図・図面証明書送付請求書について、入力した物件について、同時に、登記事項証明書、地図証明書、図面証明書が選択できるようにしていただきたい。実際書面申請の場合は選択することができる。

平成21年11月18日

法務省民事局総務課登記情報センター室 御中
法務省民事局民事第二課 御中

日本司法書士会連合会
登記制度対策部

法務省への要望事項並びに質問事項

第1 新オンライン申請システムについて【要望事項】

(1) 全体に関する事項

- 1 登記識別情報に関する処理がベンダーソフトで処理可能とすることを目的として提供される予定のDLLについては、Webサービス連携方式だけでなく、XML連携方式においても使えるようにすべきである。
- 2 XML連携方式において、申請書XMLだけでなく添付情報ファイルも連携できることを是非とも実現すべきである。
- 3 Webサービス連携方式についてのソフトベンダーへのテスト環境の提供は、新システム運用開始前に提供し、新システム運用開始時においてソフトベンダー提供のソフトが使用できるように是非ともすべきである。
なお、テストについては各社1～2日程度として検討されているが、この程度のテストで十分であるかどうかについては、ベンダーの意見を踏まえて十分なテスト環境を提供すべきである。
また、テスト項目については早急に各ベンダーに照会をされたい。
- 4 複数管轄にまたがる物件の申請について、同時申請が可能であっても、添付書類の提供が全登記所において2日以内とすることは実質不可能であるから行うことができない実情にある。オンライン申請の利用促進のため、これを運用面において改善されることを強く要望する。
- 5 システム障害時の対応について、新オンライン申請システムそのものの二次的な緊急時対応のいわば「レスキューシステム」を構築し、障害発生時においても本来のオンライン申請が行うことができる体制を準備し、利用者に安全を広報すべきである。このことによりオンライン申請の利用促進に繋がるものとする。
- 6 新システムについての運用開始前において行われる運用テストについては、司法書士

が参加できる機会を設けていただきたい。

- 7 新システムの設計につき、司法書士の他、ベンダーを交えて協議をすべきである。その他、金融機関や不動産業者などの意見も聞くべきである。
- 8 新システムに使用するOSは、ウインドウズのみではなく他のOSでも利用できるよう、汎用性を高めた設計にすべきである。
- 9 複数カード（司法書士ICカード、調査士IC）での使用が問題なくできるよう対応すべきである。
- 10 電子公証、供託、成年後見登記が新システムに移行するまで、ほぼ1年間、新旧両システムを使用しなければならない。
この場合、同一のパソコンで新旧システムの推奨環境が満たされれば、同時に両システムを使用することができることを保証すべきである。
- 11 業者向け説明会において、連合会がオブザーバーではなく参加者として意見を述べるように願いたい。

（2）個々に関する事項

- 12 総合ソフトにおいて「重要なお知らせ」がある場合の表示については、オンラインであれば自動的に案内が表示される仕組みを採用すべきである。
- 13 総合ソフトにおいて、申請時の誤送信を防止するための現行システム同様の「最終意思確認」の仕組みを採用すべきである。
- 14 連件事件について、申請情報の共通部分を後件または前件の申請書作成画面においてコピーできるよう情報の転写機能を充実させるべきである。
- 15 申請情報入力画面について、従来の書面申請のイメージでの入力ではない、簡易迅速なデータ入力が可能となるよう、Q&A方式などの入力方式が選択できるようにすべきである。
- 16 お知らせメールについて、申請書作成時に任意に設定した「件名」が、メールの件名に反映されるように強く要望する。
- 17 登記識別情報の証明請求については、時間がかかることが実務上最大の障害となっている。是非とも自動チェックシステムを導入し、請求後10分以内には証明を受けることができるようにすべきである。

- 1 8 登記識別情報の提供様式の入力に際して、二次元バーコード等による簡易迅速な入力方式を採用すべきである。
- 1 9 登記識別情報の提供様式の入力に際して、同一申請における他の登記識別情報の入力項目をコピーできるようにするなど簡易迅速な入力方法を採用すべきである。
- 2 0 登記識別情報の提供について、申請情報と別の提供様式によるのではなく、申請情報に直接登記識別情報を入力するなど簡易迅速な提供方式にすべきである。
- 2 1 登記識別情報の提供について、提供された登記識別情報の自動チェックシステムを構築し、自動チェックにより、登記識別情報についての補正情報を速やかに通知できるようにすべきである。
- 2 2 登記完了証の記載事項を充実させるべきである。

第 2 新オンライン申請システムについて【質問事項】

- 1 同一 I D での複数パソコンからのログインについて
 - ① 同時ログインが可能か
 - ② 異時であれば、可能かその場合、保存データフォルダは共通でなければならないか。
- 2 アクロバットの対応バージョンは、何が予定されているか。
- 3 1 申請事件のデータ量は、最大いくらか。
- 4 ツールメニュー内の申請先切替（1～4）とはどのような意味か。
- 5 法務省サーバー上のデータのバックアップについての措置はあるか。
- 6 外字に関する扱いは、現システム同様、b m p ファイルで作成し添付する方式か。

第 3 現システムについて【要望事項】

- 1 サポートセンターがいつも混んでいてつながらないので、増強してもらいたい。
- 2 物件情報検索も混んでいて使えないときがある（月曜日の朝など）ので、増強してもらいたい。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

1 以下の該当する必要事項を記入してください。

個人

氏名	
住所	

法人

名称 代表者氏名	日本司法書士会連合会
主たる事務所の所在地	東京都新宿区本塩町9番地3

2 該当する意見の分類を次ページから選択の上「意見記入欄」に記入してください。なお、意見の分類で「その他」を選択された方は、意見の標題を記入してください。

(小分類で該当がない場合は、大分類から選択してください。)

意見の分類

その他を選択の場合は意見の標題を記入

1 開発の契機, 進め方

--

意見記入欄

不動産登記オンライン申請システムが導入されて以来当会が要望してきた事項、「新オンライン登記申請システム骨子案」に対する当会の意見並びにその後、当会が提出した意見や要望等の趣旨をご理解いただき、相当程度その要望事項を実現するソフトの開発が進められたことに対しては評価をしております。しかしながら、現在示されている「登記・供託オンライン申請システム」（以下、単に「新システム」という。）においては、オンライン申請の利用が最も多い司法書士業務に十全に利用できるかどうかという点で疑問が残ります。それは、現在の司法書士事務所では、それが個人事務所であっても、複数の司法書士による合同事務所で同一のコンピュータネットワークを利用する環境にある事務所が少なくないことと、司法書士が一人の個人事務所であっても、複数の補助者が事務を行っている事務所が多いことを前提とした場合において、少なくともその点に関して現行のシステムよりも利用しやすくなっているかという疑問です。すなわちソフト単体の問題というよりも、ネットワーク対応という観点からの問題です。事務所内での申請情報のやりとりや申請情報作成作業における事務所内の連携のためのシステム構築は、複数の申請事件を同時にかつ迅速に処理する上で不可欠のものであり、非常に大きな問題であるといえます。具体的には次の二点です。

① 複数司法書士が同一のネットワークを利用して事務処理をしている事務所においては、資格者それぞれが、ネットワーク環境の中で簡易に自己を申請

代理人として申請情報等の作成など申請準備を行えないのではないかということ。

- ② 複数司法書士が同一のネットワークを利用する事務所のほか、単独の司法書士が複数の補助者とともに同一のネットワークを利用する事務所でも、同一の代理人について、同時に申請情報等を作成する等の事務処理が難しいこと。

これらの点について、現行の申請書作成支援ソフトにおいては、一定のルールで保存フォルダを作成すること等によって、さほど意識することなく作業ができます。ところが、新システムにおいては、それぞれの事務所において何らかの工夫をして対処することも不可能ではないといわれておりますが、その新たに増える作業は、ある程度高度な技術を要するものでもあり、またある意味で非効率的な点も否めません。従って、新システムを使用したときに、現在の申請書作成支援ソフトより「使い勝手が悪い」との印象を受けることによって、オンライン申請の利用に影響が出ることを懸念する次第です。

司法書士事務所の執務実態を調査する等、同一パソコンにおいて複数司法書士の申請情報を作成する、あるいは同一司法書士の申請情報を複数のパソコンにおいて作成するという作業が同時進行するという司法書士事務所の実情を、新システムのソフト作成準備段階において把握していただきたかったと考えております。

前述したとおり、司法書士の執務においては、ネットワーク構築が非常に大きな問題であり、その基本認識のもとに、さらにシステムの改善をしていただくよう要望します。

※ 意見は、1意見1様式で提出願います。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

1 以下の該当する必要事項を記入してください。

個人

氏名	
住所	

法人

名称 代表者氏名	日本司法書士会連合会
主たる事務所の所在地	東京都新宿区本塩町9番地3

2 該当する意見の分類を次ページから選択の上「意見記入欄」に記入してください。なお、意見の分類で「その他」を選択された方は、意見の標題を記入してください。
(小分類で該当がない場合は、大分類から選択してください。)

意見の分類

その他を選択の場合は意見の標題を記入

3-1 操作性(ユーザビリティの向上)

--

意見記入欄

(1) 操作性向上の観点から、XML連携方式において、申請書XMLだけでなく添付情報ファイルも連携できるようにしていただきたい。

(2) システム障害時の対応について、新オンライン申請システムそのものの二次的な緊急時対応のいわば「レスキューシステム」を構築し、障害発生時においても本来のオンライン申請が行うことができる体制を準備し、利用者に対してオンライン申請における安全性を広報すべきであり、このことがオンライン申請の利用促進に繋がるものと考えます。

(3) 新システムに使用するOSは、ウィンドウズのみではなく他のOSでも利用できるよう、汎用性を高めた設計にすべきよう求めます。

(4) 同一資格者が、司法書士及び土地家屋調査士という複数のICカード電子署名に用いて登記申請する場合においても、電子署名等が問題なくできるよう対応すべきものと考えます。

(5) 電子公証、供託、成年後見登記が新システムに移行するまでのほぼ1年間、新旧両システムを併用することになりますが、新旧システムの推奨環境が満

たされれば、同一のPC上で、両システムを問題なく併用できるように、万全の準備をしていただきたい。

(6) 総合ソフトにおいて「重要なお知らせ」がある場合の表示については、オンラインであれば自動的に案内が表示されるような仕組みを採用していただきたい。

(7) 総合ソフトにおいて、申請時の誤送信を防止するために、現行システム同様の最終の申請意思確認の仕組みを採用していただきたい。

(8) 連件事件等、同一の情報を複数の申請情報で利用する場合に、申請情報の共通部分を申請書作成画面においてコピーできるよう、情報の転写機能を充実していただきたい。申請情報作成のための事務処理の軽減が、現在の司法書士の効率化のためには不可欠であると考えます。

(9) お知らせメールについて、受信したメールがどの申請に対するものであるかが分かりやすいように、「件名」等がメールに反映されるような対応を要望します。オンライン申請が一般的になるにつれ、同一代理人のもとには一日に相当多数のオンライン申請に関する電子メールが着信するようになるので、現在のようないくつかの申請番号等では照合が困難になるからです。

(10) 入力時のミスが減らして、入力作業を行う者の精神的負担を軽減する観点から、登記識別情報の提供様式の入力に際して、バーコード、二次元コード等による簡易迅速な入力方式を採用すべきであると考えます。

(11) 登記識別情報の提供様式の入力に際して、同一申請における他の登記識別情報の入力項目をコピーできるようにするなど簡易迅速な入力方法の採用を求めます。入力時のミスと事務作業を減らすことにより、事務の効率的な処理を可能とするとともに、入力作業を行う者の精神的負担を軽減することになるからです。

(12) 登記識別情報の秘匿性を維持しながらこのような処理を行えるよう、登記識別情報の提供について、申請情報と別の提供様式によるのではなく、申請情報作成と同一の画面上で登記識別情報を入力できるようにしていただきたい。

(13) 申請当事者において登記手続の処理とその内容を理解できるようにするためにも、登記完了証の記載事項を充実させていただきたい。

※ 意見は、1意見1様式で提出願います。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

- 1 以下の該当する必要事項を記入してください。

個人

氏名	
住所	

法人

名称 代表者氏名	日本司法書士会連合会
主たる事務所の所在地	東京都新宿区本塩町9番地3

- 2 該当する意見の分類を次ページから選択の上「意見記入欄」に記入してください。なお、意見の分類で「その他」を選択された方は、意見の標題を記入してください。
(小分類で該当がない場合は、大分類から選択してください。)

意見の分類

その他を選択の場合は意見の標題を記入

3-2 申請書様式	
-----------	--

意見記入欄

申請情報入力画面は、書面申請の形式ではなく、簡易で一覧性の良いQ&A方式などの入力方式を選択できるようにしていただきたい。

※ 意見は、1意見1様式で提出願います。

「登記・供託オンライン申請システム」に関する意見等

- 1 以下の該当する必要事項を記入してください。

個人

氏名	
住所	

法人

名称 代表者氏名	日本司法書士会連合会
主たる事務所の所在地	東京都新宿区本塩町9番地3

- 2 該当する意見の分類を次ページから選択の上「意見記入欄」に記入してください。なお、意見の分類で「その他」を選択された方は、意見の標題を記入してください。
(小分類で該当がない場合は、大分類から選択してください。)

意見の分類

その他を選択の場合は意見の標題を記入

5 民間事業者が提供するソフトウェア

--

意見記入欄

Web サービス連携方式を採用されることについては、評価いたします。

但し、Web サービス連携方式についての民間事業者へのテスト環境の提供は、新システム運用開始の相当前に提供されることとして、新システム運用開始時に民間事業者提供のソフトが使用できる状況を実現していただきたい。

民間事業者のテストは、各社1～2日程度を予定されていますが、この期間のテストで十分であるかどうかについて、民間事業者の意見を聴取いただきたい。また、できるだけ効率的にテストを完了させるために、あらかじめテスト項目を各民間事業者に伝達いただきたい。

※ 意見は、1意見1様式で提出願います。